

(第一類 第六号)

第一百二十五回国会文教委員会議録 第一號

本国会召集日(平成四年十月三十日)(金曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 伊藤 公介君

理事 木村 義雄君

理事 中山 成彬君

理事 渡瀬 憲明君

理事 吉田 正雄君

理事 錢治 清君

理事 佐田玄一郎君

理事 真鍋 光広君

理事 沢藤礼次郎君

理事 岩屋 敏君

理事 河村 建夫君

小宮山重四郎君

原田 義昭君

村田 吉隆君

中西 繁介君

井上 喜一君

狩野 勝君

小坂 憲次君

塩谷 立君

船田 元君

宇都宮真由美君

佐藤 泰介君

松前 仰君

平田 米男君

山原健二郎君

永末 英一君

大庭 勉君

矢追 秀彦君

山元 東君

中西 繁介君

井上 喜一君

学校教育法等の一部を改正する法律案(中西繁

介君外一名提出、第百十八回国会衆法第九号)

公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に

関する法律案(吉田正雄君外一名提出、第百十

八回国会衆法第一〇号)

八回国会衆法第一〇号)

同(谷村啓介君紹介)(第三二一号)

○伊藤委員長 次に、内閣提出、著作権法の一部

佐藤 泰介君

中西 繁介君

山元 勉君

山原健二郎君

平田 米男君

和田 一仁君

文部大臣 鳩山 邦夫君

出席

政府委員

文化庁 次長 佐藤 梢一君

教育国庫負担制度の維持に関する請願(石井智

君紹介)(第二二七号)

同(岩田順介君紹介)(第一二一八号)

公立中小学校事務職員及び栄養職員の義務教育

費国庫負担適用除外に関する請願(古賀誠君

紹介)(第一二九号)

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教

育費国庫負担制度の維持に関する請願(伊東祥

三君紹介)(第二二五号)

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教

育費国庫負担制度の維持に関する請願(伊東祥

三君紹介)(第二二六号)

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教

育費国庫負担制度の維持に関する請願(伊東祥

三君紹介)(第二二七号)

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教

育費国庫負担制度の維持に関する請願(伊東祥

三君紹介)(第二二八号)

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教

育費国庫負担制度の維持に関する請願(伊東祥

三君紹介)(第二二九号)

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教

育費国庫負担制度の維持に関する請願(伊東祥

三君紹介)(第二二五号)

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教

育費国庫負担制度の維持に関する請願(伊東祥

三君紹介)(第二二六号)

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教

育費国庫負担制度の維持に関する請願(伊東祥

三君紹介)(第二二七号)

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教

育費国庫負担制度の維持に関する請願(伊東祥

三君紹介)(第二二八号)

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教

育費国庫負担制度の維持に関する請願(伊東祥

三君紹介)(第二二九号)

同(谷村啓介君紹介)(第三二二号)

同(山中邦紀君紹介)(第二二五号)

同(和田貞夫君紹介)(第二二六号)

同(池田元久君紹介)(第三二九号)

同(渡谷修君紹介)(第三二〇号)

同(谷村啓介君紹介)(第三二一号)

同(山中邦紀君紹介)(第二二五号)

同(元信堯君紹介)(第三二四号)

同(吉田和子君紹介)(第三二五号)

は本委員会に付託された。

同(松本龍君紹介)(第三二二号)

同(村山富市君紹介)(第三二三号)

同(元信堯君紹介)(第三二四号)

同(吉田和子君紹介)(第三二五号)

は本委員会に付託された。

一

を改正する法律案を議題といたします。鳩山文部大臣、趣旨の説明を聽取いたします。

著作権法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○鳩山国務大臣 このたび政府から提出いたしました著作権法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行著作権法では、私的に使用する目的で行われる録音または録画は、無償で、自由に行い得ることとされています。

大量の録音物や録画物が作成され、さらに、デジタル機器の開発によって高品質の録音・録画が可能となり、著作権者等の経済的利益に大きな影響を及ぼすことが心配されるに至りました。このような状況は、立法当時想定していなかつたものであります。対応措置を講ずることが国際的な潮流であり、権利者の保護のための早急な措置が必要となつたところであります。

次に本法律案の内容について申し上げます。

第一は、私的使用を目的とし、政令で定めるデジタル方式の特定機器及び特定記録媒体を用いて行われる録音または録画に関して、著作権者、実演家及びレコード製作作者に補償金を受ける権利を創設することとあります。

この補償金を受ける権利は、録音または録画に関しそれぞれ文化庁長官が指定する権利者の団体を通じて行使することとともに、その場合に指定管理団体が請求する補償金の額については、文化庁長官の認可に係らしめることとしておりま

第二は、権利保護の実効性及び利用者の支払いの便宜にかんがみ、特定機器または特定記録媒体

の購入者は、指定管理団体から請求があったときには、購入に当たり一括の補償金を支払わなければならぬこととともに、特定機器または特定記録媒体の製造業者または輸入業者は補償金の

請求及び受領に關し協力しなければならないこととすることとあります。なお、購入時に補償金を支払った者で購入した特定機器または特定記録媒体を私的使用の目的に使用しない者は、指定管理団体に対し、その事實を証明して、補償金の返還を請求することができることとしてあります。

第三は、指定管理団体は、補償金の二割以内で政令で定める割合に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために用いなければならぬこととすることとします。

最後に、施行期日等についてであります。

この法律は、指定管理団体等に関する規定について、公布の日から施行し、この制度の準備を進めることがいたしますが、具体的な権利行使に関する規定は、国民への周知期間や準備の状況を考慮して、公布の日から六月以内で政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及びその内容の概要であります。

○伊藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○伊藤委員長 この際、ただいま御出席になられました参考人各位に対し、一言ござります。

本日は、大変御多用中のところ、本委員会に御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお聞かせをいただき、審査の参考にいたしたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。齊藤参考人、石本参考人の順にお一人二十分程度の御意見をお述べをいただき、その後、委員の質疑に對しお答えをいただきたいと存じます。

また、参考人は委員に対し質疑をすることができることがありますので、あらかじめ御了承を願いたいと存じます。

それでは、齊藤参考人にお願いをいたします。

〔委員長退席、中山(成)委員長代理着席〕

○齊藤参考人 ただいま御紹介いただきました筑波大学の齊藤でございます。

日本より我が国の著作権法について熱心に取り組んでいらっしゃいます先生方の前でお話しできることは、まさに光榮でございます。

本日は、私の録音・録画問題につきまして、私見を申し上げたいと存じます。

この際、三つの点に分けましてお話をさせていきます。第一点は、複製技術の拡散、広がる

ただいま趣旨の説明を聽取いたしました法律案についてお詫びいたします。

ただいま、参考人として筑波大学教授、審査のため、本日、参考人として筑波大学教授、著作権審議会委員齊藤博君及び社団法人日本音楽

著作権協会理事長石本美由起君の御出席を願い、御意見を聽取することにいたしたいと存じます

ます。

まず第一点でございますが、著作物や実演、レコードを複製する技術は目覚ましい勢いで開発され、普及つつございます。今や録音機器、録画機器、文献複写機器などさまざまな機器に接することができるようになつたのでございます。しか

も、音声情報にいたしましても映像や文字情報にいたしましても、オリジナルをそのまま複製できる度合いと申しましようか、コピーの忠実度といふものもますます高くなつてきたのでございま

す。その上、複製機器の小型化、低廉化も達成されつござります。かつてでございますと、個人では到底手の届きませんでした機器も、今や容易に購入することができます。かくしてでございますが、個人で購入することができるようになりました。機器に購入することができます。そこで、複製機器の小型化、低廉化も達成されつござります。

また、音声情報にいたしましても、オーディオをそのまま複製できる度合いと申しましようか、コピーの忠実度といふものもますます高くなつてきたのでございま

す。その上、複製機器の小型化、低廉化も達成されつござります。かくしてでございますと、個人で購入することができます。かくしてでございま

す。その上、複製機器の小型化、低廉化も達成されつござります。かくしてでございま

索することになるのでござります。

第二点としまして、国際的な動向でございます。そのうち、まず諸外国の状況につきまして簡単にお話しさせていただきます。

複製技術の拡散にいち早く対応いたしましたのがドイツでございます。既に一九六五年法における制度を導入しております。その後、やや間を置きましたとしてオーストリアが、複製機器ではございませんで、今度は録音用テープ、録画用テープにつきまして同様に報酬を請求できる制度を設けておられます。さらにハンガリー、イスランド、フィンランド、ポルトガル、フランス、イタリア、スペイン、オランダなど、制度の具体的な内容はさまざまではございますが、報酬請求権制度がヨーロッパの諸国を中心導入されつあるのでございます。アメリカも本年十月、法案の可決、成立を見まして、過日大統領の署名もなされています。今や諸国が問題解決のために大きく動き始めています。次に申すことができるようになります。

次に、著作権法の国際的な規範でござりますべ

ルス条約との関係で若干お話を申し上げます。

この私的録音・録画問題につきまして、国際著作権界の支柱でございます、柱でございますベル

ス条約は直接の規定を設けているわけではございません。しかしながら、同条約の九条二項によりますと、複製権を国内法で制限することは認めますものの、著作物の通常の利用を妨げ、著作者の正当な利益を不当に害しないことを求めるただし書きをも設けているのでございます。今の時代のように、性能のすぐれました複製機器が一般の家庭等に普及いたしてきますと、条約の面からも利益の調整、すなわちユーチャー、権利者両者の利益を調整します報酬請求権のような制度が必要となるように思つてございます。

さらにWIPO、世界知的所有権機関と訳しておますが、このジュネーブにあります機関にお

きましても著作権法のモデル規定の案が検討され

ました。まだ成案を見ておりませんが、その案によりますと、視聴覚著作物 オーディオ・ビジョ

アル・ワークスでございますが、この視聴覚著作

物、それに録音物、これを私的使用のために複製

することを認めますと同時に、相当なる報酬の支

払いが必要である、このように記されておりま

す。

第三に、我が国の対応でございます。

私的録音・録画問題に関する我が国の検討は非

常に長うございます。著作権審議会が第五小委員

会を設けまして、この問題を検討し始めましたの

が昭和五十二年十月でございます。その後、一た

ん著作権資料協会に設けられました懇談会で自由

な討議を行いましたして、再び著作権審議会第十小委

員会におきましてこの問題を検討したのでござい

ます。そうしまして、同第十一小委員会が結論を出

しましたのが平成三年十一月、著作権審議会の總

会がこれを承認しましたのがその翌月でございま

す。

このように見ていきますと、我が国は既に長き

にわたりましてこの問題の検討を重ねてきたので

ございます。その間、御委員会からも、機会があ

りますごとに報酬請求権制度の導入など抜本的検

討を進めるよう附帯決議をいただいてきたところ

でございます。

このようないい長い年月の間には、複製に関する技

術も一段と開発されまして、新しい技術も徐々に

普及しつつございます。とりわけコンピューター

でございます。

この

このような案をおつくりになつたということです。ざいます。外国の権利者も我が国民と同様に保護していこうということです。外国の権利者の中にはかなり手前勝手な考え方をお持ちの方もいらっしゃるかと存じますが、我が國は外国人もひとしく保護していこう。こういうことでござります。これはやはり国際著作権における我が國の地位をさらに高くするものであらうかと存じます。

なお、付言させていただきますが、デジタル方式による録音・録画につきまして、エンジニアと著作者等の間の利益調整を金錢によって行う今回の案でございますが、これはデジタル複製を一世代に限るとする技術的制限を前提にしていると申すことができるよう思います。

最後に、我が国がこの私的録画問題を解決できましたと、国際著作権界におきまして、テクノロジーの面、文化の面、両面におきまして先進諸国としての地位をますます高くすることは確かでございます。

簡単にございますが、説明とさせていただきまます。(拍手)

○中山(成)委員長代理 どうもありがとうございます。日本音楽著作権協会の理事長をいたしております。日本音楽著作権協会の理事長をいたしております。先生方には常日ごろ私ども著作権者や著作隣接権者の権利保護に御理解と御尽力を賜っておりますことを心よりお礼を申し上げたいと思います。

さて、本日の委員会は、私ども権利者団体が長年の悲願としております私的録音・録画問題についての著作権法の一部改正の御審議をいただく場と承っておりますが、この場に参考人として招かれましたことは大変光栄でございます。また同時に、このことは数多くの関係者の方々の御協力のたまものと深く感謝をする次第でございます。

振り返りますと、昭和五十一年に、日本音楽著作権協会、日本芸能実演家団体協議会及び日本コード協会の三団体で、個人録音・録画の実態調査を行いました。その調査結果をもとに、翌二年、既に早くから制度化をしておりました西ドイツと同様の録音・録画の機器・機材に対する報酬を課す制度の導入を文化庁長官に要望いたしましたが、それから既に十五年を経過してまいりました。

文化庁では、その要望以来、この問題を大きな制度上の課題として、まず最初に著作権審議会第五回小委員会で、次いで著作権問題に関する懇談会、そして再び著作権審議会第十小委員会で審議を繰り返ましたが、昨年末、制度化の必要性をうたった第十小委員会の報告が出されました。これを受けて、ことし初めから権利者、メーカー、消費者、学識者の各代表を含む私的録音・録画問題協議会において、その具体化のために懸案事項について協議を積み重ね、おおむね合意を得ました結果として今日この法案の提出の運びになつたわけございます。

この間、録音・録画の機器・機材に関する技術は日々に進歩を重ね、アナログ方式の機器や機材はほとんど一般の家庭に普及し尽くすところまできておりまして、これから録音・録画の機器・機材はデジタル方式を中心になる時代となつてしまひました。

デジタル方式と申しますのは、CD、コンパクトディスクで御存じのとおりであります。現在はDAT、DCC、MD等という製品が既に発売されております。こうなりますと、従来工場で製造をいたしましたものと全く同じ製品が家庭においても無料で手軽につくることができるようになります。

さて、本日の委員会は、私ども権利者団体が長年の悲願としております私的録音・録画問題についての著作権法の一部改正の御審議をいただく場と承っておりますが、この場に参考人として招かれましたことは大変光栄でございます。また同時に、このことは数多くの関係者の方々の御協力のたまものと深く感謝をする次第でございます。

私ども権利者団体におきましても、最初はアナログ、デジタルを問わず、すべての録音・録画機器・機材を対象とする補償金制度の導入を希望したわけでございますが、この新しい制度の円滑

な導入のためには、一般国民の理解を必要とすることを考えました場合、既に普及し尽くしたアナログ方式のものを除く方が賢明であり、また一度は近い将来ほとんどデジタルの時代になるであろうことが推測されますので、デジタル方式の報酬を課す制度の導入を文化庁長官に要望いたしましたが、それから既に十五年を経過してまいりました。

作権協会、日本芸能実演家団体協議会及び日本コード協会の三団体で、個人録音・録画の実態調査を行いました。その調査結果をもとに、翌二年、既に早くから制度化をしておりました西ドイツと同様の録音・録画機器・機材に限って対象としていくことについて関係権利者団体間で協議をし、決まりましたものでございます。

国際的な視野から見ますと、私ども権利者団体がかねてから目標としておりました西ドイツ、次いでオーストリア、フランス、オランダ等のほか米国でもこの十月に補償金制度を導入いたしましたが、現在では世界十七カ国の国々が同じような制度を導入済みでございます。

我が国の制度導入がこのように立ちおくれ、また今日の国際的状況の中での我が國の立場を考えました場合、本日のこの委員会の御審議は極めて重要な意義を持つものであります。ぜひとも先生方の御理解のもとに速やかな御審議と御決断をいただきたいと強く希望するものでございます。

また、今回の法案は世界各国の著作権をも同等に保護する内国民待遇の制度であり、この法案を可決していただきますならば、制度導入済みの諸外国の著作権管理団体に対しましても初めて顧向

けができるようになるという次第でございます。次に、実際に制度を実施することになりますと、受け皿となる権利者団体についての検討が必要となってまいりますので、それもいろいろと研究をしております。当面、私ども権利者団体間では、著作権者の団体、実演家の団体、レコード製作者の団体を網羅いたしまして単一の団体をつくり、そこにメーカーの団体から御協力をいただき、権利者団体間では、著作権者三六%、実演家三二%、レコード製作者三二%の割合で分配するといふことを決めており、またその分配金をそれぞれの団体が個々の著作権者、実演家、レコード製作者に分配いたします。

日本音楽著作権協会の場合で申しますと、このように一括で徴収しました使用料の分配に際しましては、統計学者の意見を取り入れまして、極めて細かいサンプル調査を実施し、ほぼ九〇%を超える精度をもつて分配を行つてあるところでございます。お預かりしております数百万の楽曲の著作権者から厚い信頼をいたしているところでございます。

今回の補償金の分配につきましても、隨時実態調査を行いながら、適正な分配ができるよう実演家、レコード製作者とともに早くから検討をいたしましたが、この場合は、私的録音の分野では、著作権者については日本音楽著作権協会、また実演家については芸術協会、またレコード製作者につきましてはレコード協会がそれぞれ権利者を代表して個々の分配について責任を負うというシステムを準備中でございます。



いましたよううに、借り出したユーチューバーが家庭等で録音をして返してくる、これがこういう御商売の、例外もございましょうが、一つの前提であつたと思ひます。当時の音盤でございますと、やはり音楽の愛好者ですから、一晩借りたら何度でも聞こら。何度でも針を通しますと、返された物を再び他のユーチューバーに貸し出すことができないわけになりますので、一回だけ針を通して返してくれる。したがいまして、同じ音盤を何回も貸し出すことができる。したがいまして、こういう複製機器が普及した国であるからこそこういう貸しレコード業が出現し、御商売になるのではないかと思ひます。

こういうときに法的な対応ということになりますと、建前としましては、貸与に対する使用料とすることとございますが、どうも当時の状況を考えますと、私的な複製とセットになつた行為、何らかの形でこれに対しまして権利者を保護する、保護の道を考える、こういうことであったかと思ひます。貸しレコードへの対応というのは、実際的なことを申し上げますと、私の録音・録画問題の一部を解決したのではないか、このように個人的には思つております。

○真鍋委員 次に石本参考人にお伺いいたしたいと思いますけれども、先ほどの御説明の中で、昭和五十二年ごろからとにかく報酬請求権を導入してほしい、こういうことで十五年かかって今日までやつてこられた、こういうお話をございました。その中で、五十一年当時から実態調査をしておった、それをベースにいろいろやつてきたのだということをございます。

この十五年間でその実態は随分さま変わりだらうと思うのですけれども、どのように変わつたのか。十五年前でも報酬請求権を導入してほしいとたと認識しておられるか、実態調査といいます

○石本参考人 十五年前と現在とを比較してみますと、機器・機材も随分と新しいものが発達して販売をされました。だから、もちろん録音の技術といふものも進歩いたしました。そうして録音音質がこれまでの量も膨大なものになってまいりました。だから、我々作家として、こういう将来が来るのではないかといふことも憶測しながら、この問題には十五年前から取り組んできたわけでございまして。その間に大変な変化があつたわけでございますが、その変化というのは、本当に録音機器・機材の進歩、そしてユーナーの人たちのコピー行為ですか、それがもう十五年前には想像のできないくらい現在は多くなっているわけでございまが、その多くなっている過程というのが、十五年前から三年、五年、十年というふうに多くなつていったというわけでございます。

○真鍋委員 このたびの制度といふのは、先ほど御説明もありましたように、例えば著作権者の団体、その他の団体もありますけれども、それが権利を指定管理団体に委任をして、そこで一括して権利を使用する、こういうことになるわけでござります。

そこで、分配に際しても、指定管理団体からそれぞれの分配率において例えば著作権者の団体に返ってくるということをございますから、例ええば著作権者の団体とすることに限りますと、その組織率といいますか、そのところが網羅的でなければ、これは大変大きな問題が起こってくるのだろう、こう思うわけでござります。その例をさば著作権者の団体といふ中には一体幾つぐらいの団体があり、その団体全体の組織率と申しますか、それはどういう状況になつているか、そこらへんをちょっと伺いたいと思うのです。

○石本参考人 実際に日本音楽著作権協会、芸術協会、それから日本レコード協会、この三団体が組織して一つの団体となるということですし、そのためには新しい受け皿をつくらうということ、そのためには

とで今その準備をしているわけでござります。だから、一たん一括したものを持たせて、それをまとめて受け皿になる団体からそれぞの三団体に配分するということをございます。

○石本参考人 著作権というのは、例えば作家だけではなくてレコード協会、レコード会社も著作権者というものを持っておりますし、それから一般の芸能人の所属している芸団協という団体もそれぞれは著作権者といふものを持っておりますので、その三団体が一つの組織をつくりまして、受け皿になつて、そうしてそれぞれの団体に分配するというわけでござります。

○真鍋委員 私の質問が不十分だったんでわからなかつたと思います。

私は申し上げておるのは、著作権者の団体、実演家の団体、レコード製作者の団体、それがあることはわかつておるのであります。その中の著作権者の団体というのは、日本音楽著作権協会一本ですか、こういう御質問でござります。

○石本参考人 ほかに文芸団体というのがあります。その文芸の団体もJASRACが代理するということになっております。

○真鍋委員 そこの作曲家であるとか、皆さんの組織率というものが——個人個人でござりますね。その組織率というのが非常にしつかりしてないといふと、分配に、その入つてない方に当たりにくくという問題がありますから、そのところは、文化庁長官が指定する指定管理団体という公的なものがいいよいよ加わってまいりますので、そこをひとつしっかりやつていただかなければいかぬかな、そんな気持ちを持ちまして御質問をいたしました。

時間がなくなつてしまひましたので、最後に伺いたします。

この問題は、国内の法制はこれでひとつ形がついてくると思うわけでございますが、これまで口頭で聞いてくると思うわけですが、これまで

本の国内であつたと同じようなことが海外、とりわけアジアの国々で起つておる、いわゆる海賊版ということとござりますが、このあたりについての御認識はどうなつておるのか、あるいはこれについてどうやつていかなければいかぬという気持ちを持っておられるか、お聞かせいただければと思います。

○石本参考人 このアジア地区の問題というのは我々が一番関心を持つておりますし、日本の楽曲が使われておりますのも、世界を見渡しまして最も、一番アジア地区が使用されております。ただ、使用されているわけですから、それぞれの国の中にまだ制度化というものがはつきりされてない、そのために海賊行為がすごくなされいるということござります。そのことに対しましても、今日本音楽著作権協会としては、アジアそれぞれの国に対しまして、アジアのそれぞれの団体の育成指導というものを心がけておりますし、そのことに対しては、これから我々はより協力的に取り組んでまいりたいと思っております。日本の歌の市場というものは、アジアを考えなくて、日本の音楽市場といふものの世界に対する発展は考えることができませんし、まずアジアのこれから充実というものを考えなければいけないと思いますし、それがまた我々日本音楽著作権協会に課せられた一つの責任だと思っております。

○真鍋委員 終わります。

○伊藤委員長 御苦労さまでした。

○宇都宮委員 次に、宇都宮真由美君。

○宇都宮委員 まず青藤さんにお伺いしたいと思ひますけれども、この今回の改正、先ほどからお話を出ていますように、十五年間ずっと実現しようと努力してこられたということで、その十五年もの長い間実現しなかったその理由、そして、今ここに至つて実現したその理由はどういうところにあるとお考えでしょうか。そのあたりの背景をちょっと教えていただきたいのです。

○石本参考人 そのことについて私から申し上げたいと思います。

実は、十五年前に我々が著作権の問題を云々して、この報酬請求権制度のスタートを切りました。当時は、まず一般的なユーチャーの方々、一般の人々に著作権というものの思想の理解、認識というものが全然と言っていいほどなかつたと思います。最近は、日本の至るところにカラオケを歌う会場ができまして、皆さん盛んにカラオケなどを歌つておりますけれども、そういうことによりまして、一般の人たちも、著作権というものが存在するんだということ、それから著作権というものはやはり守らなければいけないんだということ、そういうものの理解、認識がだんだんとついてきたというのが一番大きな要素になつてゐるのではないかと思います。

そうして、私たち作家の権利といふものに対しても、一般の人たちが、はつきり申しますと、作詞・作曲家、我々作家といふのは月給もなければ退職金もなければ、すべて収入というのではなくて、言うなれば、作詞・作曲の作品が稼働し、使われることにおいて初めて権利といふものが認められ、その権利の中から一つの使用料を徴収し、その徴収を分配することにおいて作家といふのは生活してゐるわけです。そういう作家といふものに対する理解も一般的なユーチャーの人たちにも持つていただけるようになつたのではないかという気がいたします。

だから、著作権に対する理解、認識というのには、この四、五年といいますか、五、六年といいますか、その間にすごく一般の人たちも目覚めたり、と思いますし、それからマスコミとかなんとか、そういうものもいろいろ取り上げて記事にしていただける、そういうふうになつたということですね。これも一般の人たちが著作権といふものに対する理解、認識をいただける要因になつたと思います。だから、こういうものは五年間ぐらいでここまで来たというのは、私は、結果的には、そこまでの時間をかけてここまで来られたということは結構なことではなかつたかという気がいた

○宇都宮委員 確かに、要するに国民といいますか皆さんの著作権に対する理解度が深まっているところに大きな原因があるんだろうと思うのですけれども、今回対象がデジタル機器ということになっておりますことから考えますと、デジタルの機器の開発ということが今回この制度を改革するに至った大きな理由になっていると思うのですけれども、アナログの場合とデジタルの場合と比較しまして、私的使用というのがどのくらいデジタルの場合が多くなるか、そのあたりをどのくらい多くなるとお考えになつていらっしゃるのか、そのあたりを斎藤さんにお伺いしたいと思います。

○斎藤参考人 お答え申し上げます。

将来の予測という点になりますと、これは率直に申し上げまして、アナログからデジタルの時代に移行するであろう、このように予測してござります。ただいまはアナログ、デジタル混在の時代でございますが、徐々にデジタル主流の時代に移っていくかと思います。したがいまして、将来的にはほとんど九〇%あるいはそれ以上デジタルによる複製が行われてくるのではないかと思つております。

それから、先ほど、その前に御質問がございました点もあわせて触れてよろしくござりますか。——十五年前との違い、その間どう変化したかという点でござりますが、四つの点があろうかと思つております。

一つは、ただいま御指摘がございました、デジタルの時代を迎えたつある。このデジタル複製が行われるようになりますと、そしてその技術が普及してからでござりますと手おくれになる可能性がございます。著作権制度に与える影響が極めて大きい、ということで対応を急いだという点がございます。

それから、あと三点ございまして、既に御説明がありましたように、著作権制度への理解がこの長い十五年の間に深まってきた。先ほど真鍋先生

から実態についての御質問もございましたが、著作権に対する意識、あるいはホームページに對するユーザーの意識、これも徐々に変わってきたということを申し上げることができるかと思います。

それから、国際的動向の変化もございます。それから、最後にもう一点でございますが、西洋と違いまして、西洋の場合でございますと、権利者がみずから利益を保護するためにまず裁判所で争うというステップがございますが、我が国の場合、メンタリティーが違いまして、関係者の間でじっくり話し合う、こういうことをいたしました。結果としましては、これは時間がかかることがあります。簡単でございますが、説明させていただきます。

○宇都宮委員 斎藤先生は著作権審議会の委員もなさつていたというごとなんですか? もし、いわゆるこの補償金を受ける権利ですね。その権利の主体として、著作権者と実演家とレコード製作者ということが上がっているのですけれども、そのほかに、例えば映画監督とか演出家とか、そういう補償金を受ける主体について何か審議会の中で問題になつたことはございませんか。あれば教えていただきたいのです。

○斎藤参考人 お答え申し上げます。

ただいまのところは権利者三者を考えてございますが、これは具体的に討議をしたかどうかはつきり記憶してございませんが、放送事業者をどう位置づけるかという問題がございます。放送作家庭等で複製されるということになります。しかしこれ、放送はやはり複製を助ける側もあるという微妙な立場にございます。国によりまして、この放送事業者の位置づけ、やはり結構苦労しているところかと思います。

それから、ただいま御指摘がございました映画の場合でございますね。これは非常に特殊な問題があるのでないかと思います。御存じのよう

に、著作権法の二十九条によりますと、著作権は将来録画等につきまして積極的に補償金の支払います。したがいまして、監督等は著作者ではござりますけれども、著作権がないということです。映画製作者に帰属する、こういう制度になつております。中には監督が加われないという問題がござります。これは具体的な運用でその辺はカバーしていく、あるいは前段階の監督等の著作者と映画製作との間の契約によつてきめ細かな対応をしていく、こういうことが必要であろうかと存じます。

○宇都宮委員 石本先生にお聞きしたいのですけれども、先ほど真鍋さんもちょっとお聞きになつていたと思うのですけれども、いわゆる著作権者の団体というのは強制加入じゃなくて任意加入だと思うのですね。そういう団体に加入しなくても著作活動というのはできると思うのです。加入しないそういう方も、本来は補償金の分配に、今回の制度のシステムからいえばあすかつてしまふべきだと思うのですけれども、著作権者の団体に著作者が加入している状況、そのあたりはどうなつてているのか、ちょっとお聞きしたいのです。

○石本参考人 いろいろ物を書いている人で、著作権協会なら著作権協会、著作者の団体に加盟してなくとも、その人たちも分配の対象になるのではないかなどということですけれども、やはりそういう人たちには、じやその人が、どこにどういう人がいらっしゃるかということ、そういう人に名のり出でていただくといふか見つけ出すというか、そういうことができれば、それは一つの考え方としてまた検討をしてみたいと思いますけれども、今のところほとんど、作詞とか作曲とか、そういうのをやっている方々というのは日本音楽著作権協会の会員になつていますので、例えば著作権協会の会員でなくして、それに該当する物を書く人がどこにいらっしゃるかといつてもなかなか難しいのではないかなどという気がします。ただ、詞を書く人も曲を書く人も、著作権協会の会員ではない

けれども、著作権協会の会員である出版社がありますね、その出版社と契約を結んで仕事をしていって、著作権協会の会員にはなってないという方いらっしゃいます。その人には、やはり著作権協会から分配したものが出版社に行つて、出版社からその人へ渡すということはあり得ると思います。

○字都宮委員 著作権者の団体というのは出版社も加入しているのですか。（石本参考人「はい」と呼ぶ）

ですけれども、日本の著作権法、これは外国と比較して遜色ないところまで今來て いるというふうに思はれども、今後著作権法の問題で私たちが考えていくべき点検討課題といいますか、そういうのが今ございまして、したらちょっと教えていただきたいのです。

非常に大きな、しかし重要な御質問でござります。我が国の法制は、著作権法に限りませず大陸法系の立法をいたしてゐる存じます。たゞいま、国際著作権界におきましては大きな動搖がござります。

ます。それは、一つは、英米法系諸国のとります  
コモソローアプローチ、それからもう一つは、日本  
本も含めましたヨーロッパ大陸法系諸国がとりま

すコンチネンタルアプローチ、この二つが大きくなっています。先進諸国は激しく対立している状況でございます。先进諸国は、この間違っているべきましても対立してござります。二つは

どういう効果が出るかと申し上げますと、一つは、我が国のような大陸法系諸国におきましては、オーサーズライ特、クリエーティブな精神著作権をなしました著作者を保護するというところです。その力点があるのでござりますが、コモンローの国々、イギリスやアメリカにおきましては、プロデューサーの保護にも力点を置くということで、レコードの製作者をどう位置づけるのか、そういう問題が違つてまいります。

いつた製作物を著作権法の中にどう位置づけるのか、こういう問題が立場によりまして変わってまいります。国際著作権界におきましては、著作物につきましてはベルヌ条約によつて保護する、レコード等につきましてはローマ条約によつて保護する、こういう区別があるのでございますが、ただいまのような二つのアプローチが一つのコンプロマイズをいたしますと、どうも場合によりましては、ベルヌ条約とかそういう大きな条約の中には全く個人的な予測でございますが、それほどの動搖がございます。その縮図といいましょうかひな形が、既にECのハーモナイズの作業の中で行われております。ECが一九九二年、本年の末をめどにさまざまな側面で著作権法のハーモナイズをいたしておりますが、この成り行きが将来の国際著作権界の行方にも大きな影響を与えるし、我が国の著作権法にも影響を与えるのではないかと思います。

○平田(米)委員 次に、平田米男君。

まず、齊藤参考人からお伺いをさせていただきます。たいと思いますが、今回の改正によりますと、十三条に二項を追加してデジタル方式の録音・録画については、録音・録画を行う者が相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならぬということになるわけでございますが、これまでの十三条の原則は、私的録音・録画は自由かつ無償である、こういうことになっていたわけでございまが、この二項を追加することによって原則が変わったというふうに理解をしていいのかどうか、まずこの点についてお伺いをいたします。

○齊藤参考人　お答え申し上げます。

結論は、原則は変わっていないと存じます。これは複製権を制限することの補償として二項を設けたということではないかと私は理解してございます。いずれにしても、複製権を制限することにおきましては変わりがないところでございます。

○平田(米)委員　もう少し御説明をいただきたいと思うのですが、確かに条文の体裁は原則は自由であるというふうには書いてあるわけでございますが、今後デジタルの方式による録音・録画が一〇〇%を占めることを予測して、今回アログは捨ててデジタルに対してだけ補償金を要求する制度を設けたという御説明があつたわけをございますが、そうなりますと、私の録音・録画は全部デジタルで行われるということになれば、それに対して補償金を払うということは、原則が変わったというふうに理解もできるのではないかといふうに思うわけでございますが、そうではなく、原則はどこまでも自由かつ無償であつて、例外的に有償になるんだ、こういうお話かと思うのですが、その辺もう少しあかりやすく御説明をいたただければと思います。

○齊藤参考人　お答え申し上げます。

著作権、特に今回の場合は複製権の制限という問題でございますが、制限の仕方には複数のものがあります。ただいま御指摘のように、無許諾、無償という制限の仕方がございます。これは

一番厳しい制限の仕方でございます。それから、もう一つは、無許諾で自由に複製することは差し支えない、しかし何らかの金銭の支払いが必要でありますから、複製権の中で非常に重要な部分でございます許諾権の行使が権利者はできないわけでございますね。しかし、今回の三十条の二項は、そういう点では利益調整規範として考えていいことができるんではないかと思っております。無断で無許諾で複製することができる、これは変わりがないわけでございますね。しかし、やはり一方にどうもしわ寄せが出る可能性があるという点でございますと、それは金銭によって利益を調整していく必要がある、家庭等での複製でございましょうから、そう大きな額ではございませんが、何がしかの金銭を支払って利益調整をしようと、こうしたことではないかと存じます。

○平田(米)委員 録音・録画するについて許諾を要しないという点では原則は変わらない、自由という意味では変わらない、ということはわかりましたが、ただ、無償であるということについては変わったというふうに今御説明ですと理解をするわけでございますが、違うのでしょうか。

○齊藤参考人 お答え申し上げます。

この無許諾、無償が無許諾のみになったという限りにおきましては、変更があった、このように考えてよろしいかと思います。

以上でございます。

いということではよくわかるわけでございます。  
しかし、三十条二項の権利関係の建前からすると  
大変わったやり方になつてゐるわけでございま  
すが、これは補償金請求権といふ個人の権利、著  
作権者の権利といふものをこのように法律によつ  
て強制をして、全国で单一の指定管理団体に集め  
させてしまつて、そしてその権利の行使について  
全く権利者本人の意思にかかわらぬない、こう  
いうような法的構成を行うことあるいは技術的措  
置を行つたということは、この著作権といふ私的権  
利に何らかの変質をさせるのではないか、さまざま  
な法的な問題点があるのではないかというふうに  
思うのですが、その点について斎藤先生はどのよ  
うにお考へてございましょうか。

○斎藤参考人 お答え申し上げます。

非常に重要な御指摘でございます。一つ考えら  
れますのは、やはり新しいテクノロジーの時代に  
おきましては、こういう方法も一つの解決策では  
ないのかな、このように思うわけでござります。  
家庭など私的領域に高度の技術、複製技術もそろ  
てござりますが、こういうものが入り込めば入り  
込むほど法的次元では画一的に処理する方が妥当  
ではないか、こういう考え方も出てまいります。  
個々の利用者に権利者が請求するという、これが  
まず大前提で、三十条の二項にござりますけれど  
も、これは権利者が利用者の私的領域に入れる  
ことを認める事でもあるわけでござりますね、  
個々に請求するということでござりますと、利用  
者の家庭を訪ねまして、あなたはこの絵を録画し  
ていたではないか、あるいは録音していたではない  
か、こういうようなことをするということは甚  
だ妥当ではない。やはりどうも新しい時代に入り  
ますと、家庭に余り介入しないで処理する方法と  
しましては、一括、包括処理といふのでございま  
しょうか、画一的な処理も、不正確な部分が残り  
ますけれども、せざるを得ない、こういうことで  
はないかと思います。

先ほども触れさせていただきましたが、かつて  
ドイツにおきまして利用者に支払いを求める、こ

○平田(米)委員 必要性については十分わかりました。このよう案をつくった段階がございます。これは理屈的ではあるけれども、やはり好ましくないのではないか、こういう指摘がございました。そして、次善の策としまして、製造者とか輸入業者が支払う、こういう仕組みに変えてございます。これは確かに一つの考え方であろうかと思います。  
以上でございます。

○平田(米)委員 必要性については十分わかりました。このような技術的な措置をとらないと補償金の請求はできないということはよくわかるのですが、このような取り立ての方法を法律によって強制をする、そういうことによって現在の著作権というものが変質をするのではないか、さまざまなもの法的問題点が出てくるのではないか、私もまだよくわからないものですからお伺いをしているわけでございますが、その点についての先生の御指摘をいただければというふうに思うのでござります。

○斎藤参考人 お答え申し上げます。

私は、ただいま法律案に出ております特例の方でございますが、これはやはり過渡的な措置と考えることができるような気がいたします。将来的には、技術的手段を用いまして、三十条の二項、これが実効性のあるものに変わっていくのではないか、このように思います。特に、デジタルを前提といたしますと、先ほどちょっと御紹介申し上げましたように、デビットカードとかこういう新しい技術を使いますと、個別的な利用も、しかも秘密を保持しながら把握できる、こういうこととでございますから、将来的には、私の勝手な理想かもしませんけれども、三十条の二項そのものが生きてくるのではないか。したがいまして、ただいまちょっと変質したのではないかという御指摘がございましたが、やはりオーソドックスな形に戻っていくのではないか、このように期待しております。

○平田(米)委員 先ほど真鍋先生が聞かれた点でございますが、ちょっとよくわからなかつたので確認をさせていただきたいと思いますが、貸し借り

コードの点については、今後デジタルで録音をする場合は、補償金といいますか、著作料の二重取りになるのではないかという御指摘があつたのですが、もう一度それについてお答えをいただければと思うのです。

○斎藤参考人 お答え申し上げます。

実質的には重なる部分があり得るかと存じます。しかし、実際に今回の制度を運用するに際しまして、補償金の額をどうセッターするか、こういう問題がやはり絡まってくるわけでございまして、たゞいま示されているような案でございますと、かなり低く抑えています。こういうところで具体的に調整していくのではないか、このようと思つております。

○平田(米)委員 最後に石本参考人にお伺いをさせていただきたいと思いますが、補償金の額を機材については三%、媒体でございますね、それから機器については二%、三年後にはそうなるということでございますけれども、これはアメリカと同じということに恐らくなるんだろうと思うのですが、この辺の、アメリカと同じという根拠ではちょっと薄弱でございまして、このパーセントが適切なのかどうかといふことが疑問になるわけですが、この辺の、アメリカと同じという根拠では、機器にはかけないという例もございますが、機器にも我が国はかけた、またそのパーセントの根拠。

どうも資料によりますと、著作権協会の方は定率じゃなくて定額方式を求めておいでになつたと、互いの主張が相入れないというところもあつたわけでございますが、これはやはり我々の制度化というものに対するお互いの、権利者もそれからメーカーも同じ方向を見詰めて、そしの一つのものをつくり上げていかなくてはいけない

○伊藤委員長 御苦労さまでした。  
次に、山原健二郎君。

○山原委員 今回の報酬請求権制度の創設、十五年来の関係者の皆さんの懸案であったもので、本当に大きな意義を持つておると思います。また、お二人の参考人の御説明を聞きましても、大変苦労された経過がありますから非常に迫力のある御意見を陳述していただいたと思っております。敬意を表します。

日本共産党としましても、今回の法改正に賛意を表明する立場で、以下幾つか質問をいたしたいと思います。

第一は、齊藤参考人にお願いしたいのですが、補償金がかかる対象がデジタル方式の録音・録画機器・機材に限られて、アナログ方式は対象外となつた点であります。

著作権審議会第十一小委員会報告の中にも、アナログ方式による録音・録画とデジタル方式による録音・録画とは著作物の利用という観點からは理論上区別すべき理由はないと述べております。著作者等の利益を害している状態というものは現にあるわけでございまして、そのほとんどすべてが、現在一般的に普及しているアナログ方式によつて利益が損なわれているのですから、アナログ方式の録音・録画機器・機材を対象外とするといふのは、こうした実態論からいっても納得いかないという面が残るわけでございますが、この点はどんな議論が行われたのでしようか。簡明に御説明いただきたいのです。

○齊藤参考人 お答え申し上げます。

結論はやはり現段階におきまして現実的な対

応が必要であらうかなどということです。まずはデジタルから対応していくことであつたかと存じます。アメリカを除きまして、これまで先進諸国が私の録音・録画問題を検討してきたわけですが、いずれもアナログ段階での複製でございました。我が国は、御指摘のように、デジタル方式の複製に焦点を合わせておるわけでございます。しかし、これは報酬請求制度から必然的に導き出されることではない、このように思つております。したがいまして、先ほどアナログは捨てたという御指摘がございましたが、必ずしもそういうことではない、このように思つております。

○山原委員 石本参考人に、録音の場合、最近のデジタル方式の機器・機材が一般民生用として商品化されていますが、広く普及するには時間がかかると思います。そうなると、当面の補償金微収額はわずかな水準にとどまってしまう。圧倒的量のアナログ機器・機材での私の録音による利益侵害の大きさに対しまして補償金の配分額がとても見合わない、ということになりはしないかといふ懸念の声もあつたと思います。この点を日本音楽著作権協会はどうお考えになり主張されてきたか、お伺いしたいのです。先ほど、除くことがより賛成であるというお話をありましたので一応わかりますけれども、なお御説明いただければと思ひます。

○石本参考人 この私の録音・録画問題、報酬請求権の問題に対しまして作家の立場から申しますと、やはりアナログはぜひ入れてほしいということを我々側としては持っていたわけでございます。ただ、交渉の過程におきまして、我々がアナログというものを強く余り主張してまいりますと、これにこだわり過ぎまして、そしてこの制度化というものがもつともと時間が先に延びてしまうのではないかということを考えました。そういうことを考えますと、やはり我々もメーカーとの接点というものを求めることが賢明な策だと、うふうにも考えまして、そしてアナログに対する

主張は放棄しまして、このデジタルに対しての考え方というものをまとめていったわけでござります。だから、デジタルというものですので確かに補償的な額というものは少なくなるということですが、これはこの制度を発足するためには一つの試練のときだと思いまして、デジタルだけにということで、今回の交渉というものをまとめてきましたわけでございます。

この新しい制度を円滑に導入するに当たりましては、本当に最終的な負担をする一般の消費者の御理解を得ることが最も大事なことでして、メールカーはもちろんのこと、やはりユーチャーの方々とも、そこまで権利者が主張するということに対し、ての理解といいますか、そういうものもいただけになかったということもつけ加えて御報告をさせていただきたいと思います。理想というものと現実というものがありましたら、理想というものは太切なものでしかれどもやはり現実をとらえて、現実の処理をせざるを得ないという場合は、やはり現実に比重を置いて対応をするということが大切だということです。結果的にはこういうことになってしまったわけでございます。これも今度の報酬請求権制度の制度化に対しても我々が苦慮しました結果的にはこの道というものを選んだわけでございます。

○山原委員 もう一つ齊藤参考人の方に伺いたいのですが、特に録画機器の場合、まだデジタル方式の一般民生用商品は発売しておりません。当面は補償金は配分されない事態が続くことになります。たとえ商品化されましても、急速に市場占有率を高めるかどうかということは不透明でございますし、私的録画によって利益を害されるいる関係者の懸念は一層強いのではないかと思います。この点で、私の録画にかかる団体代表などからは著作権審議会の場でどのような意見が開陳されたのでございましたようか。この点も伺つております。

○齊藤参考人 お答え申し上げます。

アナログかデジタルかということにつきまし

では、第十小委員会では截然と区別しないで審議をしてまいりました。これは先ほど申し上げましたように、報酬請求権制度の本質から考えますと、アナログとかデジタル、これは区別する理由がないわけでございます。しかし、ただいまますては、参考人からもお話をございましたが、やはり現実的な対応としまして、まずデジタルから何らかの制度を設ける必要があるだろう、こういうことでデジタルの方に傾斜して踏み切ったところでございます。当面はそういう形にならうかと思ひます。

それから、もう一つ御指摘がございました録画の方でございますが、確かにデジタルに限定いたしますと、いまだ動画のメモリーの開発が十分にはなされていない。特に民生用の機器につきましてはまだ開発がなされていない、こういうことでございます。しかし、この種の技術も急速に開発されつつあるわけでございます。そう遠し先ではなく段階で動画のメモリーも民生用のものがでてきてくるはずでございます。当面も、さしあたっては録画につきましては御指摘のような状態にかかるかもしれません、これはそう長い間ではない、このように思っております。

○山原委員 現実的対応は、まだ理想の問題と連しますから質問をしにくい面もあるわけですが、私としましては、理論的にも実論から見ましても、補償金をかける対象としてアナログ方式の機器・機材も含めるのが筋だと思うのです。この点につきましては、今後の録音・録画機器の普及及動向、それから権利者の意向なども踏まえまして、ぜひ適切な見直しについて引き続き検討をお願いしたい、こういうふうに思うわけでございますが、この点についてお二人から、簡単で結構ですが、御意見を伺っておきたいのです。

○石本参考人 ただいま貴重な御意見を伺いましたけれども、私たちもそのように考えておりますし、これからもより努力いたしまして、権利者の立場というものを考えながらこの問題に対応してまいりたいというふうに思っております。

○齊藤参考人 お答え申し上げます。  
　録画につきましての対応でございます。これは現段階におきまして権利者への配慮、これは十分でないことは確かでございます。しかし、この報酬請求権制度自体から考えますと、やはりデジタル、アナログを区別せず一つの制度をつくり上げる、こういうことが理想でございますので、機会がありますごとに関係者でこの点は協議をしていく必要があろうかと思います。

それから、もう一つは、録画につきましても、デジタルに移行します段階、これが比較的早い段階に来るといったら、アナログにつきまして多くの精力を注ぐよりも、場合によりましては、かえって新しい技術への対応を積極的に考える必要があろうか、両面あろうかと存じます。

○山原委員 あと二、三分時間がありますので、一つは齊藤参考人に、世界の十六あるいは十七カ国ほどで報酬請求権制度あるいはそれに類した制度、税制が導入されておりますが、先ほど、今回の法改正は他国の制度にもないすぐれた点もある、一例として三十条二項の規定を挙げられましたが、そのほかにどういう特徴点がありますか。

この点も伺っておきたいと思います。

それから、石本参考人には、今日まで随分長く御苦労されてきたわけですが、これからまだ何が残っているかという点について御報告いただければと思います。

○齊藤参考人 お答え申し上げます。

先ほどもちょっと触れた点と重なりますが、一つは、ただいま御指摘のように、案の三十条二項にございますような、直接デザイナーが支払うという仕組み、これは世界的にも全く新しい規定でございます。しかし、それにとどめませんで、やはり現段階の技術を考えますと、もう一段階、もう一つ第二段階を設けまして、特例として製造者または輸入業者の協力を得て包括的な収取をする、一つの法律の中にこういう二つの制度を盛り込んでいるという点は、これもまた非常にユニークなことであらうかと思ひます。

それから、その第二段階における協力義務、メーカー等、製造者等の協力義務でございますが、固有の義務としないで協力義務とした点、これもやはり特殊な規定の仕方であろうかと存じます。

それから、国際的にやはり誇れますのは、何と

いいましても内国民待遇を前提にしているということ、外国人の権利者もひとしく保護していくこと、こうしたことであるかと思します。

そのほかあるかと存じますが、ひとまずそのくらいにさせていただきます。

○石本参考人 今後のこととござりますが、本当にこれから始まる、これからスタートをするというわけでございまして、いろいろと懸念もござりますし、これから充実させていかなくてはいけない、そういう問題もたくさんございます。

まず最初に、指定の管理団体、言うなれば受け皿になる団体をつくりまして、その団体をしっかりとした団体にしていきたいと思っております。これからスタートすることでござりますので、我々権利者間でいろいろな意見の交換をし、そうして我々の将来のために力強い足並みといいますか、それをそろえていきたいというふうに思っております。

○山原委員 どうもありがとうございました。終わります。

○伊藤委員長 御苦労さまでした。

以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言お礼を申し上げたいと思います。

本日は、大変お忙しいところを本委員会に御出席をいただきまして、大変貴重な御意見をお述べをいただきまして、大変ありがとうございました。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

午後零時四十五分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。  
午前十一時五十三分休憩

#### 午後零時四十七分開議

○伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。これより政府に対する質疑を行います。

○伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。真鍋光広君。

○真鍋委員 本日は著作権法の一部改正法案を審議いたすわけでございますけれども、文化、芸術というものはスポーツサーがあつて初めてその花が開くわけでございまして、昔は大富豪がおり、なにがおったわけですか。今日の時代では、税制公平なゆえをもってなかなか大富豪といふのはできませんし、また存在しにくい。こういう状況のもとで、しかし我々が豊かな生活、人生を送っていくために、やはり文化、芸術の花が咲かなければならぬということでおざいまして、そういう意味合いでございましては、著作権法をこのように順次整備していくことは、この著作権法がいわば現代のスポーツサーといふ役割を果たすわけでございます。そういう意味合いにおきまして、長い間御苦労されました御検討の結果が今日の私的録音・録画に関する一つの解決に向かっての大きな一步を進めるわけでございまして、関係者の皆様方に對しまして心から敬意を表するわけでござります。

そこで、今回の改正の趣旨というのは、累次の本院の附帯決議の趣旨に沿うものでございます。そういった意味合いで、本当に結構なことだと思つてございます。

○伊藤委員長 御苦労さまでした。

以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言お礼を申し上げたいと思います。

本日は、大変お忙しいところを本委員会に御出席をいただきまして、大変貴重な御意見をお述べをいただきまして、大変ありがとうございました。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

あり無償だ、こういう大原則でやつてまいりたわけでございますが、それに対しまして、一定の条件のもとではございますけれども、この際、補償金という形でユーチャーに対して、利用者に対して負担を求めていく、こういう制度に変わっていく

ということでございます。その場合に、やはり何といいましてもユーチャーの権利、そいつたものも十分に考えていかなければいかぬわけでござります。

そこで、お伺いたしたいわけでございますけれども、果たして現在の私的録音・録画の実態といふものは著作権者などの経済的利益を害するというところまでいっておるのかどうか、そこの実態認識というものをしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○佐藤(横)政府委員 尋ねの実態でございますけれども、これにつきましては、昨年、それからことしにわたりまして関係者による調査が行われているわけでございます。その調査は、録音物と録画物それぞれに分けて調査をいたしているわけにおきまして、まず使用の実態という前に全体の著作権問題についての認知状況といふようなものを調査をいたしております。著作権といふ問題の認知状況というものは累次の調査を通じまして逐次上昇してまいりまして、平成三年の調査におきましては八四%の人々が著作権問題といふものを認知をしている。さらに、私的録音・録画問題について知っているかというようなことを尋ねましたところ、六四%の人々がそのことを知つておられるというような状況であるわけでござります。

○真鍋委員 それは要するに、今度「デジタル」ということになるといよいよ侵害する、そういうたまりに負担を求めるということに進む以上は、その分野に入らうか、こういう認識だらうと思うのです。それがいわばアナログに対してもタッチしませんよ、踏み込みませんよ、こういう理屈だらうとと思うわけでござります。

ただ、こうやってユーチャーに対して原則を変えて、課税といいますか、負担を求める、法律をもって負担を求めるということに進む以上は、そここのところで現状既にこうなんだ、もういっぱいまでいつておるんだ、こういう認識はやはりきちんと示されなければ、デジタルはといつたままだほとんど見たこともないような話を、だからあらかじめ、これはちょっとといかがなものかな。書されるおそれがあるということで、これまで著

れども、著作権者などの経済的利益を侵害している、こういう実態があるということが一つ前提ではないかと思うのですが、そこはどう考えられますか。

○真鍋委員 今のお話でまだ説明がないのですけれども、著作権者などの経済的利益を侵害している、こういう実態があるということが一つ前提であります。

作権協会とかなんとかは十数年にわたって要望してきたわけだらうと思うのでござりますから、そ

のあたりについてやはり一言示していただきなけれ  
ばいいかねと思うのであります。

○佐藤(補)政府委員 先ほどから触れております  
平成三年の調査というものがござります。これは

権利者の団体並びに機器のメーカーが共同して調

査をしたものでございます。この調査によりますと、今日録音機能を持つております機器を保有し

ておる者が調査者全体の九〇%以上に達してい

る。それから録画機器を持つている者も八三%に上つておるというような数字がござります。その

中で、録音・録画の頻度というものの調査をして

いるわけでござりますけれども、これもある程度、録音経験については五割に近い者、これは若い人ほど実は多くなつておりますまして、年齢別によつて随分違いますけれども、多くの人たちが録

音をしております。録画の方はそれに比べると若干頻度が低くなつております。それからソース別に見ますと、録音等につきましては、録音源は自分で持つておるCD、あるいはレコード店から借りたCD、友人から借りたCD等といつたものが多くなつております。一方、録画につきましては、どちらかと申しますとテレビの放送を別の時間に見るというようなことの利用が多い。ただ、実態の中でも、やはり貸しビデオ店等から借りたビデオテープ等の録画もかなりに上つておるという状況でございます。

そこで、これを総括してみます場合に、現行三十一条というものが全く権利者の経済的な利益を侵害し違法状況になつておるかということになりま

すと、現在の認識では必ずしもそこまでは到達をしていないのではないか。しかし、今回発売をされま

す。ディジタル機能を持つた機器等による録音

・録画を考えてみますと、これはもともとのソ

ースの品質を劣化することなく録音し、かつ再生を

することができるという機能が高いわけでござりますので、このことによつて恐らくは格段に経済的な利益を侵害するおそれが高まるであろう、こ

ういうふうに考える次第でございます。

○真鍋委員 そこで、このたびの補償金の対象と

して機器と機材と両方を対象にしておるわけで

あるとかオーストリアなんかは機材だけといふこ

とになつておりますが、外国の事情を全部知つて

おなればいかぬというわけじゃないですが、

機材だけとしたのは何か理由でお知りおきのこと

があるかどうか、そしてまた、この法律において機器と機材と両方取り込もう、これはどうう

理由によるものか、そのあたりをお聞かせ願いたい

と思います。

○佐藤(補)政府委員 御指摘のとおり、外国の状

況を眺めてみると、国によって状況が随分異な

るわけでござりますけれども、オーストリアであ

る人ほど実は多くなつておりますとしてフランスにおきましては機材のみ、つ

まりテープだけに補償金の対象を課しているわ

けでござります。それに対しまして、ドイツであり

ますとか、ごく最近立法されましたアメリカ等に

おきましては、機器と機材の両方に補償金を賦課

するというようなシステムを設けておるわけでござります。恐らく、テープだけをその対象にする

という考え方では、録音・録画の頻度の反映といふ

につきましては、どちらかと申しますとテレビの

放送を別の時間に見るというようなことの利用が

多い。ただ、実態の中でも、やはり貸しビデオ店

等から借りたビデオテープ等の録画もかなりに

上つておるという状況でございます。

そこで、これを総括してみます場合に、現行三十一条というものが全く権利者の経済的な利益を侵害し違法状況になつておるかということになりまして

と

い

う

い

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

れてるわけございますが、これについて一体製造業者というのは幾つくらいの団体があり、どうなつておるのか。つまり、これもアウトサイダーみたいなのができると變になりますので、そのあたりはうまく整理されておるのか。つまり、業界が幾つあって、その業界にはちゃんと製造業者が全部入つておるのでしょうか。デジタルですかからこれからのことですけれども、アナログの類推で結構ですが、そうでしょうね。その製造業者に了解を得ておるのでしょか。

それから、もう一つは、この製造業者がもしも売ったのに、出したのに、八千台と出したときに、一体そのあたりの不正に対してはどういう罰則というのか、どういう追及の手段があり得るのか、そのあたりちょっと教えてください。

○佐藤(禪)政府委員 現在、この問題に対応するに当たりまして私どもが協議をしております製造業者の団体は二つの大きな団体がございます。一

つは社団法人日本電子機械工業会、EIAJと略称されている団体であります。いま一つは日本磁気メディア工業会、MIAJと略称されている団

体でございます。私どもこれら2つの団体とこの問題の初めからこの整理の仕方について御意見を伺い

つ、また御協力を得られるという、そういう御意見をいただきながら進めさせていただいている

わけでございます。そのうち、これからデジタルの機器に相当するものを発売するであろうとい

うものの社の数といふものについては一応の調査

がござります。

既に六十二年から発売をされておりますDATにつきましては、録音機器の会社が十七社、記録媒体の会社が十一社ございます。それから、こと

しから発売になりましたDCOにつきましては、録音機器が三社、記録媒体が四社となつております。また、MDにつきましては、録音機器が二

社、記録媒体が二社というような状況でございまして、いずれも先ほど申しました団体に加盟をいたしておりますし、またその中に、こういう取り

扱いをするということについてはる御相談をしながら進めさせていただいておりますので、協力をしていただけるものというふうに考えている次第でございます。

なお、最後にお尋ねのように、何らかの形でそれが義務が履行されないという場合にどうなるかと

いうことでございますけれども、これは基本的に私権同士のことございますので、罰則をもつ

て強制するということではなく、義務違反があれ

ば通常の民事上の手続によってその実現を求める

ということになるござります。

○真鍋委員 不正をどうやって——信頼でやつて

買う人たちに来たときに、これは内税になるので

すか。税といつたらあれですけれども、要するに

込められて、込みですよというのか、それともこ

れには九百八十円かかってますよというのを表示

をされるのか、そこはどうなんでしょうか。

それから、もう一つは、ユーザーというか購入者

者が、私は絶対そういった録音をしないんだから

といいますか、これに当たるようなことはやりませんということ。つまり返還の規定がございます

けれども、しかし、返還の規定というのはまず

気になりますから、ある程度の答えがいただ

ければいいと思うのですが、いかがですか。

○佐藤(禪)政府委員 最初の表示の件でございま

すけれども、今回法律の附則におきまして、六月

以内で政令で定める期日からというふうに若干余裕をちょうだいしておきますのは、その辺に

についての製造業者等の準備の必要があるからでござります。

具体的には、各製造業者はパッケージにおきま

して、この中に私的録音・録画の補償金が含まれ

たしておりますし、またその中に、こういう取り

扱いをするということについてはる御相談をし

ながら進めさせていただいておりますので、協力

をしておるのか。つまり、これもアウトサイダー

みたいなのができると變になりますので、そのあ

たりはうまく整理されておるのか。つまり、業界

が幾つあって、その業界にはちゃんと製造業者が全部入つておるのでしょうか。デジタルですか

からこれからのことですけれども、アナログの類推

で結構ですが、そうでしょうね。その製造業者に

了解を得ておるのでしょか。

それから、もう一つは、この製造業者がもしも

売ったのに、出したのに、八千台と出したとき

に、一体そのあたりの不正に対してはどういう罰

則というのか、どういう追及の手段があり得るの

か、そのあたりちょっと教えてください。

○佐藤(禪)政府委員 現在、この問題に対応するに当たりまして私どもが協議をしております製造

業者の団体は二つの大きな団体がございます。一

つは社団法人日本電子機械工業会、EIAJと略

称されている団体であります。いま一つは日本磁

気メディア工業会、MIAJと略称されている団

体でございます。私どもこれら2つの団体とこの問題

の初めからこの整理の仕方について御意見を伺い

つ、また御協力を得られるという、そういう御意見をいただきながら進めさせていただいている

わけでございます。そのうち、これからデジタルの機器に相当するものを発売するであろうとい

うものの社の数といふものについては一応の調査

がござります。

既に六十二年から発売をされておりますDAT

につきましては、録音機器の会社が十七社、記録

媒体の会社が十一社ございます。それから、こと

しから発売になりましたDCOにつきましては、

録音機器が三社、記録媒体が四社となつております。また、MDにつきましては、録音機器が二

社、記録媒体が二社というような状況でございま

して、いずれも先ほど申しました団体に加盟をいたしておりますし、またその中に、こういう取り

扱いをするということについてはる御相談をし

ながら進めさせていただいておりますので、協力

をしておるのか。つまり、これもアウトサイダー

みたいなのができると變になりますので、そのあ

たりはうまく整理されておるのか。つまり、業界

が幾つあって、その業界にはちゃんと製造業者が全部入つておるのでしょうか。デジタルですか

からこれからのことですけれども、アナログの類推

で結構ですが、そうでしょうね。その製造業者に

了解を得ておるのでしょか。

それから、もう一つは、この製造業者がもしも

売ったのに、出したのに、八千台と出したとき

に、一体そのあたりの不正に対してはどういう罰

則というのか、どういう追及の手段があり得るの

か、そのあたりちょっと教えてください。

○佐藤(禪)政府委員 現在、この問題に対応するに当たりまして私どもが協議をしております製造

業者の団体は二つの大きな団体がございます。一

つは社団法人日本電子機械工業会、EIAJと略

称されている団体であります。いま一つは日本磁

気メディア工業会、MIAJと略称されている団

体でございます。私どもこれら2つの団体とこの問題

の初めからこの整理の仕方について御意見を伺い

つ、また御協力を得られるという、そういう御意見をいただきながら進めさせていただいている

わけでございます。そのうち、これからデジタルの機器に相当するものを発売するであろうとい

うものの社の数といふものについては一応の調査

がござります。

既に六十二年から発売をされておりますDAT

につきましては、録音機器の会社が十七社、記録

媒体の会社が十一社ございます。それから、こと

しから発売になりましたDCOにつきましては、

録音機器が三社、記録媒体が四社となつております。また、MDにつきましては、録音機器が二

社、記録媒体が二社というような状況でございま

して、いずれも先ほど申しました団体に加盟をいた

しておりますし、またその中に、こういう取り

扱いをするということについてはる御相談をし

ながら進めさせていただいておりますので、協力

をしておるのか。つまり、これもアウトサイダー

みたいなのができると變になりますので、そのあ

たりはうまく整理されておるのか。つまり、業界

が幾つあって、その業界にはちゃんと製造業者が全部入つておるのでしょうか。デジタルですか

からこれからのことですけれども、アナログの類推

で結構ですが、そうでしょうね。その製造業者に

了解を得ておるのでしょか。

それから、もう一つは、この製造業者がもしも

売ったのに、出したのに、八千台と出したとき

に、一体そのあたりの不正に対してはどういう罰

則というのか、どういう追及の手段があり得るの

か、そのあたりちょっと教えてください。

○佐藤(禪)政府委員 現在、この問題に対応するに当たりまして私どもが協議をしております製造

業者の団体は二つの大きな団体がございます。一

つは社団法人日本電子機械工業会、EIAJと略

称されている団体であります。いま一つは日本磁

気メディア工業会、MIAJと略称されている団

体でございます。私どもこれら2つの団体とこの問題

の初めからこの整理の仕方について御意見を伺い

つ、また御協力を得られるという、そういう御意見をいただきながら進めさせていただいている

わけでございます。そのうち、これからデジタルの機器に相当するものを発売するであろうとい

うものの社の数といふものについては一応の調査

がござります。

既に六十二年から発売をされておりますDAT

につきましては、録音機器の会社が十七社、記録

媒体の会社が十一社ございます。それから、こと

しから発売になりましたDCOにつきましては、

録音機器が三社、記録媒体が四社となつております。また、MDにつきましては、録音機器が二

社、記録媒体が二社というような状況でございま

して、いずれも先ほど申しました団体に加盟をいた

ておりますし、またその中に、こういう取り

扱いをするということについてはる御相談をし

ながら進めさせていただいておりますので、協力

をしておるのか。つまり、これもアウトサイダー

みたいなのができると變になりますので、そのあ

たりはうまく整理されておるのか。つまり、業界

が幾つあって、その業界にはちゃんと製造業者が全部入つておるのでしょうか。デジタルですか

からこれからのことですけれども、アナログの類推

で結構ですが、そうでしょうね。その製造業者に

了解を得ておるのでしょか。

それから、もう一つは、この製造業者がもしも

売ったのに、出したのに、八千台と出したとき

に、一体そのあたりの不正に対してはどういう罰

則というのか、どういう追及の手段があり得るの

か、そのあたりちょっと教えてください。

○佐藤(禪)政府委員 現在、この問題に対応するに当たりまして私どもが協議をしております製造

業者の団体は二つの大きな団体がございます。一

つは社団法人日本電子機械工業会、EIAJと略

称されている団体であります。いま一つは日本磁

気メディア工業会、MIAJと略称されている団

体でございます。私どもこれら2つの団体とこの問題

の初めからこの整理の仕方について御意見を伺い

つ、また御協力を得られるという、そういう御意見をいただきながら進めさせていただいている

わけでございます。そのうち、これからデジタルの機器に相当するものを発売するであろうとい

うものの社の数といふものについては一応の調査

がござります。

既に六十二年から発売をされておりますDAT

につきましては、録音機器の会社が十七社、記録

媒体の会社が十一社ございます。それから、こと

しから発売になりましたDCOにつきましては、

録音機器が三社、記録媒体が四社となつております。また、MDにつきましては、録音機器が二

社、記録媒体が二社というような状況でございま

して、いずれも先ほど申しました団体に加盟をいた

ておりますし、またその中に、こういう取り

扱いをするということについてはる御相談をし

ながら進めさせていただいておりますので、協力

をしておるのか。つまり、これもアウトサイダー

みたいなのができると變になりますので、そのあ

たりはうまく整理されておるのか。つまり、業界

が幾つあって、その業界にはちゃんと製造業者が全部入つておるのでしょうか。デジタルですか

からこれからのことですけれども、アナログの類推

で結構ですが、そうでしょうね。その製造業者に

了解を得ておるのでしょか。

それから、もう一つは、この製造業者がもしも

売ったのに、出したのに、八千台と出したとき

に、一体そのあたりの不正に対してはどういう罰

則というのか、どういう追及の手段があり得るの

か、そのあたりちょっと教えてください。

○佐藤(禪)政府委員 現在、この問題に対応するに当たりまして私どもが協議をしております製造

業者の団体は二つの大きな団体がございます。一

つは社団法人日本電子機械工業会、EIAJと略

称されている団体であります。いま一つは日本磁

気メディア工業会、MIAJと略称されている団

体でございます。私どもこれら2つの団体とこの問題

の初めからこの整理の仕方について御意見を伺い

つ、また御協力を得られるという、そういう御意見をいただきながら進めさせていただいている

わけでございます。そのうち、これからデジタルの機器に相当するものを発売するであろうとい

うものの社の数といふものについては一応の調査

がござります。

既に六十二年から発売をされておりますDAT

につきましては、録音機器の会社が十七社、記録

媒体の会社が十一社ございます。それから、こと

しから発売になりましたDCOにつきましては、

録音機器が三社、記録媒体が四社となつております。また、MDにつきましては、録音機器が二

社、記録媒体が二社というような状況でございま

して、いずれも先ほど申しました団体に加盟をいた

ておりますし、またその中に、こういう取り

扱いをするということについてはる御相談をし

ながら進めさせていただいておりますので、協力

をしておるのか。つまり、これもアウトサイダー

みたいなのができると變になりますので、そのあ

たりはうまく整理されておるのか。つまり、業界

が幾つあって、その業界にはちゃんと製造業者が全部入つておるのでしょうか。デジタルですか

からこれからのことですけれども、アナログの類推

で結構ですが、そうでしょうね。その製造業者に

了解を得ておるのでしょか。

それから、もう一つは、この製造業者がもしも

売ったのに、出したのに、八千台と出したとき

に、一体そのあたりの不正に対してはどういう罰

則というのか、どういう追及の手段があり得るの

か、そのあたりちょっと教えてください。

○佐藤(禪)政府委員 現在、この問題に対応するに当たりまして私どもが協議をしております製造

業者の団体は二つの大きな団体がございます。一

つは社団法人日本電子機械工業会、EIAJと略

称されている団体であります。いま一つは日本磁

気メディア工業会、MIAJと略称されている団

最初の「三十条第一項の規定の趣旨」ということにつきましては、これは権利者の許諾を得ることなく自由に行なうことができる私的録音・録画といふものが広く国民の間に普及をしている、今までそういう秩序の中でやつてきたということから、それぞれの購入者の理解を得られるようなものでなければいけないという要素を掲げていると、いうふうに理解をいたしております。

それから、「百四条の四第一項の規定の趣旨」ということにつきましては、請求の額と、いうものが権利者の権利保護の実効性あるいはその利用者の利便ということを考え、補償金の支払いの特例を一括の支払いという形で認めたいという事情があるわけでございますので、権利者と購入者の双方にとって妥当な額になるようにという観点が示されているものと考えるわけでございます。

そして、三つの「通常の使用料の額その他の事情」ということの読み方でござりますけれども、これは通常支払われます使用料の額とのバランスといふことと、それから加えて、デジタル方式に限定をしたというような事情がござります。

○真鍋委員 なかなか総合勘案、難しいな、微妙なところであるな、というふうなことを感じました。いずれにせよ、製造業者の立場、ユーチャーの立場、そしてまた権利者団体の立場、いろいろあるわけですから、ひとつ遗漏なき運用を今後おいてお願ひしたいなと思うわけでござります。

時間がだんだん迫ってまいりましたので、質問になるかどうかわかりませんが、一つお願ひをしておきたいのは、この補償金を受領する団体でございます。これの組織というのは、しっかり組織率を高めていただいて、クレーム基金をつくるらしいですけれども、いやしくも被害をこうむる権利者が出てこないようひとつよろしくお願いし

たいし、また、各団体への配分比率につきましては、私はよくわかりませんけれども、ひとつよくいうふうに理解をいたしております。

そこで、日本国内でこうやってだんだん権利者が保護していく法整備されて結構なことなんですが、海外において、特に東南アジアで、いわゆる海賊版ということで著作権等の権利が侵害されていく、こういうことがあるわけでございますけれども、その点について少し伺いたい。

時間が来たので、今はまだ後で質問が出るかもわかりませんから、またこれは私の質問の趣旨とになりますし、また一般の利用者との利害の調整よりも受けとめていただきまして、最後に

大臣にお尋ねを申し上げたいのですが、この法案が成立をすれば権利者の権利が一層保障されることがありますし、また一般的の利用者との利害の調整よりもより適切に行なわれることになると思います。

○鳩山国務大臣 今先生の御質問と佐藤次長とのやりとりを承っております、著作権をめぐる法案をすべしといふように理解をしているわけでござります。

○真鍋委員 なかなか総合勘案、難しいな、微妙なところであるな、というふうなことを感じました。いずれにせよ、製造業者の立場、ユーチャーの立場、そしてまた権利者団体の立場、いろいろあるわけですから、ひとつ遗漏なき運用を今後おいて、いわば国際貢献の一環として、全地球的に著作権思想を普及する側の国になつていくというの

らこういうふうに著作権法を変えましたといふことで、もう私が知っているだけでも六回も七回も改定をお願いしてきておりまして、これまで時代で変わっていくのですから、そういう気がいたすわけでございます。

そこで、日本国内でこうやってだんだん権利者を保護していく法整備されて結構なことなんですが、海外において、特に東南アジアで、いわゆる海賊版ということで著作権等の権利が侵害されていく、こういうことがあるわけでございま

るといふことです。たぶんそれが今後の運用の問題、報酬金の額の設定は文化庁長官の権限に係らしめているのかと思いませんが、あるいは真鍋先生からお話をあつたように、団体の組織率のお話もありました。それは著作権者側、隣接権者側のお話もありましょ

うし、また、機器・機材を作製する方で技術が発達していく、今ではどこどこがつくっている

ところになりますが、そういう関係団体からの要望はつきりわかつていますが、簡単にそういうものがつくれるようになれば、番の業者があらわ

れてきたらどうするかとか、そういう運用の問題等も含めて、今先生のお話に照らして言えば、できるだけ著作権者や隣接権者の方々に御満足いただけるようなハイレベルの特典を得られるような運用を目指していきたいといふふうに考えるわけ

あります。

先生お話しのように、十一年前、十五年前、二十一年來の悲願といふ面があろうかと思っておりまして、そもそもが著作権法三十条といふものを私も初めて読みましたときに、私的録音・録画等、私的な複製といふものは自由かつ無償だといふことが書かれてあって、私的といふのはどういう概念でくることができるのかなどと、非常にこれ

は難しい条文、問題の起きやすい条文だなという問題がありました。今、ガットのウルグアイ・ラウンド、昨年、一年前からいろいろなベーパーが出て回って、これがどうなるかは農業交渉の推移にふうに私も最初から、初めて国会議員になつたときから思つておったわけでありまして、例えば、そのときに起きた問題として貸しレコードという

現状がありました。今、ガットのウルグアイ・ラウンド、昨年、一年前からいろいろなベーパーが出て回って、これがどうなるかは農業交渉の推移にふうに私も最初から、初めて国会議員になつたときから思つておったわけでありまして、例えば、そのときに起きた問題として貸しレコードといふ文化としてこれを認めて立場にはあります

が、実は、私は、衆議院の商工委員会に商工委員として、当時の安倍通産大臣に対し、貸し

コードという業は、著作権法三十条を巧みに利用した脱法行為というか、人の権利を侵害する行為であるからして、これを取り締まるべきであるという質問をいたしましたことがございます。それも結局、この著作権法三十条というものをうまく解釈して、うまく手玉にとるような形でいきますと、あいの貸しレコードが一時ぐんと伸びたような実態が生じるわけですね。そこで、いわゆる貸与権を一年間の許諾権と四十九年間の報酬請求権という構成をして現在に至つておるわけでございまして、あのときにも著作権者や著作隣接権者の方々とはしばしばお会いをいたしまして、この三十条という条文は非常に問題が起きやすいなどとお話をしておりますが、今回もこの三十条にいわば手を加えて、文化の再生産のためには著作権者や著作隣接権者がきちんと経済的に潤うことが必要でございますので、そういう観点から今回の改正をお願いをしておるということでございます。

○宇都宮委員 ただ、今回の改正がデジタルに限つたということですね、アナログは対象外とい

うこと。その点は、技術的なものとして仕方がな

いという立場からそうなつたのでしょうか、それともデジタルの場合だけに限つて決めておけばそれで十分だという観点からそくなつたのでしょうか。その点いかがお考えでしょうか。

○鳩山国務大臣 先ほどの与党質問の中で、どれくらいの上がりになるかというのは問題ですよと

いう話がありました、ヨーロッパの例として百億とか百数十億というような数字を私は教見いたしましたが、それはどうもデジタルとアナログを区別していないケースかなというふうに思つたわけですが、その点については佐藤次長が詳しく御説明申し上げます。

○佐藤(植)政府委員 今回の御提案の経緯につい

ては、先ほどお聞き取りをいただいたわけでござりますけれども、現行法の秩序がベルヌ条約で定めております国際基準、すなわちベルヌ条約、パリ改正条約の九条二項に照らして、機器の発達の状態というものが権利者の利益を脅かすに至つたのではないかという事情が根底にあるわけでござります。殊に、デジタル機器といらものが出現をいたしてきましたと、アナログに比べて高品質の録音・録画が可能でございまして、複製をしても劣化がないということから、権利者のこうむる不利益は大きいというふうに予想されるわけでござります。

この点は、委員御指摘のように、理論的に仕方がないのかということになりますと、実はこの問題を検討いたしました著作権審議会の第十小委員会の報告の中では、著作物の利用という観点から

度を導入をして、こういう潮流にもなつていい

ております。

○宇都宮委員 今までのアナログに比べてデジ

タルの方が権利者の損失が大きいと予想される

うことがデジタルに限る一つの理由になつて

いると思うのですけれども、アナログと比べて

デジタルの方がどの程度損失が大きいといそ

ういう試算というのは検討なさいましたか。

○佐藤(植)政府委員 今までのアナログに比べてデジタルの方が多いと予想されるとい

うこと、それがどの程度損失が大きいといそ

ういう試算というのは検討なさいましたか。

○宇都宮委員 今までのアナログに比べてデジ

タルの方が権利者の損失が大きいと予想される

うことがデジタルに限る一つの理由になつて

いると思うのですけれども、アナログと比べて

デジタルの方がどの程度損失が大きいといそ

ういう試算というのは検討なさいましたか。

○佐藤(植)政府委員 数量的な検討といいます

ことになりますと、実はこの問題を検討いたしました著作権審議会の第十小委員会の報告の中では、著作物の利用という観点から度を導入をして、こういう潮流にもなつていい

ております。

○宇都宮委員 今までのアナログに比べてデジ

タルの方が権利者の損失が大きいと予想される

うことがデジタルに限る一つの理由になつて

いると思うのですけれども、アナログと比べて

デジタルの方がどの程度損失が大きいといそ

ういう試算というのは検討なさいましたか。

○宇都宮委員 今までのアナログに比べてデジ

タルの方が権利者の損失が大きいと予想される

うことがデジタルに限る一つの理由になつて

いると思うのですけれども、アナログと比べて

デジタルの方がどの程度損失が大きいといそ

ういう試算というのは検討な



ここで細かい実行上的ことが議論をされてまいったわけでございます。今回予定をされます金額につきまして、この場におきまして皆様で御協議をしていただき、それぞれ了解を得るに至った金額というもので当初スタートをしようというわけでございます。

理論的には、先ほど私からお話を申し上げました

ように、法律上一つのクライティアがあるわけでございますけれども、実際の金額というものは、

そういう関係者の場で、間で協議をし、円滑に実施が進められるようという観点から考え、検討されてきているわけでございます。実際の金額としてこの場で現在了承を得られておりますのは、機器につきましては、一年目、二年目は1%、三年目は2%に、機材については、一年目、二年目は1%に、三年目は3%にというような金額が合意に達している、こういう状況でございます。

○宇都宮委員 著作権あるいは著作隣接権の評価といふのは難しいと思うのですけれども、著作権の評価といいますか、そちらの方からはじき出しあるのではありませんか。

○佐藤(植)政府委員 こういう制度がもしなくて、かつ権利の制限がないとした場合に複製権の侵害に対する金額を請求できるかという

ことが一つ問題になるわけでございます。この算定は個々のケースに即してやらなければなりません。しかしながら大変難しくござります。

一方、この制度では、今回機器と機材に広く薄く括した補償金をかけるということによって権利者の権利を保障しよう、そういう趣旨を考え、かつまた、利用者側の立場を考えますと、そういった通常の金額というような金額に上つてはならないだろうという配慮が働くわけだございます。その金額が定量的に幾らであるかということ

はちょっとお答えすることはできませんけれど

も、これは経験もあり、いろいろ各国の実情といふことも見ながらおおむね妥当なところへ定まつていくもの、このように考えるわけでございます。(「委員長」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○伊藤委員長 それで速記を起こしてください。

質問を続行してください。宇都宮君。

○宇都宮委員 多分補償金の額のことを聞いていたと思うのですけれども、両方とも一年目は1%でしたかと定めた場合に、初年度に指定管理団体に入ってくる額の試算はどの程度とお考えになつていらっしゃいますか。そして、その将来の見通しつきまして、もししていらっしゃれば教えていただきたいと思います。

○佐藤(植)政府委員 これは見通しでございますので、これもなかなか確定的に申し上げることができませんでしたけれども、関係者の見通しによりますれば、平成五年度での市場規模は、機器と記録媒体を合わせまして約四百億円というふうに推計をされているわけでございます。そのことから計算をいたしますと、補償金総額は恐らく二億五千円程度になるのではないかというふうに推定をさされているわけでございます。

○宇都宮委員 七年で一千億というのは、機器、媒体の売り上げですよ。機器、媒体の売り上げからその指定管理団体に入つてくる額というの

は、どういうふうにして計算するんですか。

○佐藤(植)政府委員 これは、売上額はそのもの

が推計であります上に、その中で機器のお金と機材のお金などをどのように割り振って計算をするかと

いうのは大変難しいところがございます。先ほど申しました平成五年度の補償金の額を計算をいたしました。

しました場合には、およそ機器が八割、記録媒体

が二割というような割合で計算をして一億五千万というような推計を申し上げたわけでございますけれども、それを延ばしてまいりますと、平成七年に一千億の市場規模が達成をしたというふうに想定をいたしますと、補償金額、その総額は約三億四千万円というふうに推定をしているわけでございます。

○佐藤(植)政府委員 それから、ちょっと飛ぶのですけれども、私の録音とか録画以外に利用するということを証明した場合に補償金を返してもらう、還付を求められるということがありますね。その制度についてちょっとお聞きしたいのですけれども、むしろ私、なかなか一回支払ったものを、例えば個人なんかだったら額も少ないし、一々還付の手続をするのは面倒くさいということで、むしろそのままというのを証明して、その補償金を払わなければいけないわけでございます。

○佐藤(植)政府委員 これは典型的なケースは、もともと権利の制限が働いているつまり学校において教育目的に使われるだらうと思っております。

これは一般的なケースでございますけれども、これが消費者にとっては便利じゃないかと思うのですけれども、そういうふうにはできないという理由がありましたら、どうしてそうならなかつたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○佐藤(植)政府委員 この制度の成り立ちそのものが、補償金の支払いの義務の対象になります特定の機器あるいは記録媒体が、購入後においてそ

れらを用いて私的録音・録画行為が行われる可能性の高い民生用の機器や記録媒体に限つてスター

トしておりますので、もともとそれ以外に利用されるというケースというものは極めて少ないだろ

うというのが一つございます。それとは別に、購入時にそういうことを大変難しいことでございま

す。全体として、この指定管理団体が統一的な処理をするという趣旨から考えますと、それぞれの

小売店に負担を課すというシステムということを想定することは適当ではなかろうということが基

本になっているわけでございます。

○宇都宮委員 還付を求める先は指定管理団体ですよね。その場合にもやはり証明をして、私的録音・録画以外の用に供するということを証明して返してもらわなければでしょう。そういう証明というのは、例えば、ではどういうことあるいはどうい

う書類、どういう事情があれば証明したことになりますか。

○佐藤(植)政府委員 ここで定められております補償金の返還の対象となるケースというものがどういうものがあるかということからまず考えなければいけないわけでございますが、およそ三つぐらいいあるだらうと思っております。

一番典型的なケースは、もともと権利の制限が働いているつまり学校において教育目的に使われるだらうと思つております。

これは典型的なケースでございますけれども、これが消費者にとっては便利じゃないかと思うのですけれども、そういうふうにはできないという理由がありましたら、どうしてそうならなかつたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○佐藤(植)政府委員 このケースについてはは当然返還をする対象になるといふことは大変わかりやすいわけでございます。

これは典型的なケースでございますけれども、これが消費者にとっては便利じゃないかと思うのですけれども、そういうふうにはできないという理由がありましたら、どうしてそうならなかつたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○佐藤(植)政府委員 このケースとしてはそういうのが、補償金の支払いの義務の対象になります特定の機器あるいは記録媒体が、購入後においてそ

れらを用いて私的録音・録画行為が行われる可能

性の高い民生用の機器や記録媒体に限つてスター

トしておりますので、もともとそれ以外に利用されるというケースというものは極めて少ないだろ

うういうのが一つございます。それとは別に、購入時にそういうことを大変難しいことでございま

す。全体として、この指定管理団体が統一的な処

理をするという趣旨から考えますと、それぞれの

小売店に負担を課すというシステムということを想定することは適当ではなかろうということが基

本になっているわけでございます。

されにいたしましても、理論的にはその三つ  
や二つがいねす。

のケースがございますが、実務としてこういったものをできるだけスムーズに行っていくにはどうしたらよいかということについては、若干その実際上の積み重ね、経験の積み重ねなども必要でございますけれども、私どもができるだけ簡単な形で指定管理団体が円滑にその返還事務を実施できるようなルールをつくるということについてお手伝いをしていきたい、こういうふうに考えております。

けれども、例えば学校において使うとか図書館で使うなどというのは別に小売店で買うときにもすぐ証明できると思いますが、個々の場合で絶対に私の録画・録音には使いませんという証明をすることは難しい、そういう証明は難しいと言われるのであれば、小売業者に対して証明するのも小売業者が認定するのも難しいし、指定管理団体が認定するのも結構難しいわけで、あえて指定管理団体に還付を求めるという理由には特にはならないと思うんですけれども。

○ 依藤(柳) 政府委員 この制度全体が一括した支払い等々と、いう全体的な、統一的な処理ということを前提としたとしておりますので、私どもとしてもはできる限り店頭でトラブルを起こすというようになことは避けたい。したがって、指定管理団体で全部の整理をする、そのかわり今お話しのような学校で教育目的に使うというものについては、できるだけスマートな形で返還ができるよう、そういうようなルールをつくってさしあげたい、こういうふうに考えるわけでございます。

理屈を申しますと、学校が使うからといって全

部学校教育の用途に使うとは限りません。福利厚生目的で使うということともございまして、これは還付の対象にならないわけでございます。ではございますけれども、そういう大数的な処理をするルールができるだけ決めまして、円滑な形で、かつ店頭で負担をかけない形でスムーズに実施をさせていただきたい、こういうふうに考える次第

やります。

○宇都宮委員 こだわるようですがれども、例えば鳥の声を録音するとかいう場合は、こういう著作権の問題はないですね。例えば個人がそういう目的のためだけに使う、カメラマンが写真を撮つたりとかだけに使うという場合には、個人だから還付の額というのはすごく少額になると思うのですよ。それも一々指定管理団体のこところへ行って請求しないといけないというのはすごく面倒くさいなという気がするのと、大体一括処理とか、そういう能率性みたいなもので、大きな制度の中でもいつも消費者が何か保護されていないという状況があると思うのですけれども、そのあたりをむしろ消費者の方に目を当てて、視線を当て、どうすれば消費者に便利か、少々の不便はメーカーなりむしろ大きいところにかぶつてもらつたらどうかという気が正直言つてするのですが、けれども、これが最後ですが、そのあたりどうで

○佐藤(復) 政府委員 仰せのように、この制度を考えます場合に、個々の利用者の利便ということ

は一つの大きな視点にならでいるわけでござります。したがいまして、法律本則によれば個々の利用者がそれぞれ請求関係、支払い関係に立たなければいけないものを、メーカーにその利用義務

協力義務を課すことによつて大數的な処理をする  
わけでござります。確かに店頭の方が手近である  
という論はあると思ひますけれども、逆に、店頭  
で取り扱ふ先へ内々取り扱ひ、でよし、まづうつ

問題が出てまいるわけで、むしろ一括的な処理を

宇部高委局 ちょっと変えますナレジも、先ま  
ることによつて全体の補償金額も安くなり、そ  
して統一的な処理ができるということに価値を置  
いて考へているわけでござります。

どからず」と言われていますが、大体著作物の複製というのは、原則は著作権者の許諾が要る、なければできないというのが原則ですよね。それが

私的使用の目的の場合には許可もなくかつ無償で  
できる。<sup>22</sup> 「公衆の使用」共十の二と目内二

定められたものというふうに基本的には理解をしているわけですが、

るときを除き」—そういう規定はありますけれども、私的使用の場合には複製できるというのが今までの三十条だったと思うのです。それを今回デジタル方式の機器を使う場合には、私的使用の目的の場合にも補償金を支払わなければならぬことです。だから今回のデジタル、補償金を支払わなくてはならないという場合は、やはり内規によるべきだと思っております。

か。 例へば、やけに長い租借月の場合は、たゞに限つているわけですね。私的使用ではない場合は今までと同じ扱いというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○佐藤(楨)政府委員 そのとおりでござります。  
○宇都宮委員 そうしますと、やはり私的使用外の場合にはアナログであらうとデジタルであら

うと、どちらの場合にも著作権者の許諾なしではできないし、許諾なしでした場合には、差しとめとかあるいは損害賠償の対象になるということである。

○佐藤(楨)政府委員 少しさかのぼったところからお話ををして恐縮でありますけれども、著作権法の中では、第三十条から第五十条にわたりまして

著作権の制限の規定を数多く置いているわけでございます。それはいろいろな立法趣旨から出ておられますけれども、おおむね四つくらいのものがその中に含まれてござります。一つは、とく著作物

の利用の性質から見て著作権が及ぶことが妥当ではないだろうというようなケース、「二つ目には、

要な場合、それから三つ目には、他の権利との調整のために著作権を制限する必要がある場合、それから四つ目には、社会慣行として行われてお

り、著作権の制限をしても著作権者の経済的利益を不当に害さないと認められる場合、こういった四種類のものが考えられるわけでござります。これは著作権法第一条に定めております「文化的所産の公正な利用」という点に考慮をしてそれぞれ

○宇都宮泰

その場合に、著作権の侵害という

点においてはアナログであらうとデジタルであろうと同じだと思うのですけれども、デジタルの場合には、一応機器とか機材を買うときには補償金というのを納めていますよね。そういうことは著作権者等の損害賠償の額を算定する場合に關係はないのでしょうか。

○佐藤一博　政府委員 結論的に申しますと、納税した額が損害賠償の金額に影響を及ぼすことはないだらうと考えております。と申しますのは、著作権法違反ということで複製権を侵害した場合の損害は、個々のケースに応じてそれぞれ算定をするものであります。それぞれの個人とそれから権利者との関係で整理をされるべきものでございまよ。したがつて、もしもその利用者が自分は書

したがいまして、むろんの事で、自分に某著作権法を犯して複製をしていて専らそれを利用しているということがあるならば、そのことを証してむしろ補償金の返還を求める、そういう関係に立つわけでありまして、当該複製権を侵害された人と侵害したとの関係には直接の影響を及ぼさないというふうに考えてござります。すなわち

通常の形で損害賠償の請求ができる、こういうふうに考えるわけでございます。

に、結局デジタルの場合には、今までのアナログと違って高品質の録音・録画ができるという点もありますけれども、何回してもそれが変わらないというふうなところが言われていると思うのですよ。そういうことは古物販売を可向でもすると

ども。 いうことで、一つのものを私的使用を超えて利用されるおそれがある。そのあたりがデジタルの場合に今回特にこの改正をしなくちゃならないと いう理由があるのでしようか。やはり私的使用的範囲内ということで、要するに私的使用的機会があふえる、私的使用をする人があふえるというところもあると思うのですけれども、その一人の人が私的使用の範囲を超えてこれを使う、そういうところもあるのではないかと思うのですけれども。

○宇都宮委員 そうしますと、ちょっと質問を変えますけれども、デジタルの場合に限って今回この制度を導入したということは、デジタルの場合だと、要するに今までのアナログに比べて複製されることが多くなるから、だから権利者の権利侵害が多くなるということでしょう。だからこれを導入したのか、あるいは別にデジタルでもアーティストでも権利者の方の侵害という点についても変ナログでも権利者の侵害ということについても変

うところから見れば大して差はないような気がするのですけれども、むしろ何回ダビングしても品質が変わらないというようなところにデジタルの特性もあって、ということは、結局複製の機会が、例えば今までだつたら五回しか複製しなかつたのを十回複製するだらうとか、そういうことがあるわけではないのですか。私は今までそういうふうに考えていたのですけれども。

いうことを申し上げたいのですけれども、○佐藤（摺政府委員）御指摘のようになりますれば、むしろ今回の三十二条二項で対応する話ではなくて、まさに複製権違反という形で真正面から著作権に違反をするという形で対処すべき問題であるというふうに考えております。それについてもその集中処理機構をつくれという立法論があるかもしれませんけれども、今回の制度では、

範囲に限つてはいる場合と私的使用の範囲を超えてその複製物がばらまかれた場合はまさに分け難いことになるわけでござります。私的違反ということになると、まさに複製権な、つまり小グループ、閉鎖的なグループの中で使つてはいる限り、それは私的使用という点では問題がありません。しかし、原音に忠実な録音と再生ができるることによって、例えば反射的にその他著作物が売り上げが伸び悩むとか、そういったような経済的な不利益を生ずるということが心配をされるわけでございます。

冒頭の質問で、数字は必ずしも正確に挙げてございませんけれども、録音物については、レンタルをしてまいりましたCDを録音をして、それを楽しんでおるということが実態としてかなり多くあるわけでござりますけれども、そのようなことによつて逆にレコードの売り上げ等々に影響を及ぼすというようなことも想定をされるわけでござります。

○鳩山国務大臣　ただいまの先生の御質問は、私横で聞いておりまして、デジタル式ですと、半永久的だかどうかわかりませんが、何回でも聞けるようなもの、使えるようなものができるので、その時間の経過の中には私的使用の限界を超えて出していくようなものがありはしまいか、その辺がデジタルだけに補償金の制度を設ける意味に含まれてはいいないか、こういう御質問だったのではないかと思いますが、そういう観点から申し上げれば、それはそういうケースを想定して法律を構成をしているわけではないと申し上げるしかありません。

○佐藤(鶴)政府委員　デジタル機器を使用することによって録音・録画の機会が多くなることを直接の根拠にしているわけではございません。そういうことが一番大きな原因になつております。そのため、ひいてはそのような形で録音・録画されたものをそれぞれライブラリーとして所蔵するというようなことも実態としてはついてまいりますけれども、出発点としてありますのは、高品質の録音・録画ができることがあるわけでございます。

なお、後段でおっしゃいました意味を必ずしも私正確に受けとめなかつたかもしませんけれども、全体の見通しとしましては、先ほど申しましたように、こういった形で高品質の録音・録画ができるというものが出来りますと、それは従来のものに比べて格段に品質が違いますので、従来のものは次第に駆逐されるであろう、そういう見通しは持つございます。

○宇都宮委員　録音・録画が高品質であるかどうかという点を言わるのであれば、高品質であらうと低品質であらうと、権利者の権利の侵害とい

○佐藤(祐)政府委員 ただいま御指摘のよろな要素を否定する気持ちを持っているわけではございません。おっしゃるように、今回の「デジタル機器を使用することによりますれば、御指摘のような形で繰り返し録音・録画されるというようなことは当然考えられるわけでありまして、その要素が全くない」と申し上げるつもりはございません。

○宇都宮委員 だから、複製される機会が多くなるということとは、「デジタルの場合、私的使用のために複製する人もふえるかわりに私的使用を超えた複製がなされる場合が多くなるということじやないかと思うのですよ。そうだとすれば、デジタルの場合とアナログの場合とを今までと同じような扱いにしたのでは権利者の保護に薄くなるんじやないかなという気がするのですけれども。

○佐藤(祐)政府委員 ちょっとと私の説明が不行き届きで申しわけございませんけれども、今のようなお話で私的使用の範囲を超えて利用されるという実態があるならば、これは今回問題にしていることの立ち外といふか、おしろ著作権に違反する問題として取り上げるべき問題であります。今回はあくまでも私的使用について制限規定がある、その一部を補償金という形で解除しよう、こういう範囲のお話でございますので、目的を超えて利用された場合は話が違つてくるのではないのかと存じます。

○宇都宮委員 それはわかるのですけれども、今までよりもデジタルが出てきたことによつて私的使用の範囲を超えた機会が多くなるとすれば、その手当でもしなければならないのではないかと

いうことを申し上げたいのですけれども、○佐藤（摺政府委員）御指摘のようになりますれば、むしろ今回の三十二条二項で対応する話ではなくて、まさに複製権違反という形で真正面から著作権に違反をするという形で対処すべき問題であるというふうに考えております。それについてもその集中処理機構をつくれという立法論があるかもしれませんけれども、今回の制度では、

10. The following table summarizes the results of the study.

第一類第六号 文教委員會議錄第一号 平成四年十一月二十六日



す。その中で、例えば著作権団体は、音楽著作権協会がこれを行なうわけですが、それとも、そこに配分をされました三六%の補償金総額を、その次にその団体が個々の人配付をしなければいけない。その段階で使用実績を調査いたしました、それは例えば音楽著作権協会に入つてない人であつても、実績が上がつてくれれば配分をいたします、こういうことでございます。

○宇都宮委員 そうしたら、著作権者の団体が、その団体に加入していない著作権者に対しても配分をする。指定管理団体とは関係ないわけですね、そういうことです。

○佐藤(禎)政府委員 実務的には、指定管理団体は、それの著作権者の団体あるいは隣接権者の団体へ配付をするという形でありまして、配付を受けた金額をそれぞれの下部の団体、音楽著作権協会等が個々の権利者に配付する、そういう仕事を行っていくというふうに考えているわけでございます。

○宇都宮委員 ちょっと音楽著作権協会とのあれがよくわからないのですけれども、音楽著作権協会は、それに加入していない人にもこの補償金を配分する。それは著作権者と音楽著作権協会との契約で決まるのですか。それとも、そういうものが何もなくとも、今までそういうふうになつてゐるのですか。

○佐藤(禎)政府委員 このシステムにおきましては、いわば強制的な委任関係にございますので、当然配分をすべきものだというふうに考えるわけ

でございますけれども、現在の音楽著作権協会、例えばカラオケバー等から著作権料を徴収してまいります。それを配分するに当たりましても、実は著作権協会に入つていない人々についても、実

績調査の結果実績が上がつてくれれば、それに応じて配分をしていくという実態は既にあるわけでございます。

○宇都宮委員 わかりました。次に、共通目的事業への支出の点についてお伺いしたいと思うのです。

○宇都宮委員 指定管理団体は、受け取った補償金の中から二割以内の範囲で共通目的事業へ支出するというふうになつていますけれども、これは本来、補償金というものは、最終的には著作権者等すべて帰属します、これが筋ではないかと思うのですけれども、それを特に共通目的事業への支出を定めた理由はどういうところにあるのでしょうか。

○佐藤(禎)政府委員 私的録音・録画の補償金は、御指摘のように、基本的にはそれぞれ私的録音・録画されたすべての権利者に分配をされるというのがその性格であろうかと考えております。

しかし、今回のような特例の請求と一括の支払い、こういった形をとります場合に、通常のよう

に個別の利用行為ごとに支払うというシステムと違いまして、その著作物をどれだけ録音・録画し

たのかということがわかりなく徴収をし、分配をしていくわけでございます。その関係で、個々の権利者と個々の義務者との関係を完全に明確に

するということは実務的には難しいことでございます。

具体的には、多額の費用をかけて調査の精度を上げなければいけないわけではないと思いませんけれども、それは費用、効果との関係である程度の限界がございます。一定の精度の調査資料しか得られないのであろう。そういたしまして、大変零細な実績によって分配しきれない権利者、あるいは分配資料にたまたま出てこない権利者、そういうものが当然上がつてくるということが回避できませんけれども、それは費用、効果との関係である程度の限界がございます。一定の精度の調査資料しか得られないでありますとか、若手芸術家の養成といつたような創作の援助活動といふことも考えられるのではないかと思つてゐるところでございます。

それから、著作物の創作の振興及び普及に資する事業という観点から考えますと、例えばありますけれども、非商業ベースのコンクールの実施

でありますとか、若手芸術家の養成といつたような創作の援助活動といふことも考えられるのではないかと思つてゐるところでございます。

○佐藤(禎)政府委員 先ほどの御答弁とあわせますとそういうことになります。四百億というのが

平成五年度の売り上げと想定をされておりまして、補償金総額が二億五千万という想定をいたしました。

ただ、これは実務上は若干タイムラグがございます。つまり、製造業者等から指定管理団体へお

金を支払っていくというものは、通常年払いによつて精算をされていくと思いますので、そ

うふうに想定をされるわけでございます。

ただ、これは実務上は若干タイムラグがございます。つまり、製造業者等から指定管理団体へお

金を支払っていくというものは、通常年払いによつて精算をされていくと思いますので、そ

うふうに想定をされるわけでございます。

○宇都宮委員 具体的には、例えば今ある団体とかではどういう団体に、この共通目的事業への支

出として具体的にはどういうところが考えられる

か、あるいはそれは支出してもらう方から支出して

くれと言われるするのか、それとも指定管理団

体の方で、その活動等を団体とか、個人でもいい

ものか、団体とか個人との活動を見ながら決

めのところでは、そのあたりはどういうふうになつていいのでしょうか。

○佐藤(禎)政府委員 現在の想定では、おおむね

先ほど御答弁を申し上げましたような事業が想定をされているわけでございますので、その支出の

相手方は区々であろうと思います。この事業の性

格から考えますと、支出の相手方については法律

にはもちろん特段の制限はございませんが、制度

の趣旨から見て、通常公益的な事業を行なう団体を中心に行われるものと思います。ただ、普及啓発活動などというものは、要するに相手がない話し

で、この指定管理団体が自分から行つてもいいわ

けでございますし、若手の芸術家の養成などとい

うことになれば個人をお相手にするということも考

えられるわけでございます。ただ、性質上、公

益的な団体というものを中心に据えて考えていく

でありますとか、あるいは技術面の調査研究といつたことを考へられるのではないかと考えでございます。

○宇都宮委員 その場合の支出先、どういうこと

にお聞きしたいと思うのですけれども、三十条一項の場合には、私的使用の目的で複製した場合で

も、公衆の使用に供することを目的として設置さ

れている自動複製機器を用いた場合にはできないことになつていますよね。三十条二項の場合も、

やはりこういう公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製した場合には、私的使用の目的的範囲外になるのですか。

○佐藤(禪)政府委員 三十条で例外を設けております複製という概念は著作権法上定義がございまして、これは「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方により有形的に再製する」というふうに定義をされております。したがって、三十条の対象になつておりますのは、録音・録画に限らず、今お話をありました複写の問題でありますとか、その他の問題も含んでいますのでございりますけれども、今はいわゆる私的録音・録画問題として、録音・録画に限つてこの制度を行つてゐるわけでございます。したがつて、御指摘の括弧書きの規定は複写のケースでございますので、直接の関係はございません。

○宇都宮委員 そうしたら、こういう個人的なそういう機器じやなくて、どこか店に設定されいるような機器を用いてした場合にも私的使用の目的的範囲内というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○佐藤(禪)政府委員 先ほどの御質問は若干不適切でしたので訂正をさせていただきますが、御指摘のように、店頭においていわゆるダビング機といふようなものを置いてそれを複製をせしめる場合には、三十条に言う私的録音・録画には該当しないのです。

○宇都宮委員 そうしましたら、一項の公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製することを除くというの場合は、三十条に言う私的録音・録画には該当しないのです。

○佐藤(禪)政府委員 当然二項に尾を引くわけわけですか。

○宇都宮委員 ありますまして、三十一条一項でその部分が除外されており、いわゆる私的録音・録画として許容されておりませんので、二項で言う補償の対象とは無関係ということになります。

○宇都宮委員 さつきお話を出ましたいわゆるこの複写許諾契約のひな形というものにつきまして

ビー、文献の方もちょっと関連してお聞きしたい

けれどもそれを保護するためといいますか、著作権を集中的に管理して処理しようということとで、ここに言う指定管理団体と同じような位置づけになるんではないかと思うのですけれども、日本複写権センターの設置が考えられて、いますよ

ね。去年の四月ですか、著作者、出版者、複写権集中処理センターというのが発足していると思うのですけれども、その状況をちょっと教えていただきまして、文献等の著作権者の権利保護についてちょっとお聞きしたいと思うのです。

○佐藤(禪)政府委員 文献の複写機器の発達、普及というものがございまして、そのため著作物が出版物から容易にかつ頻繁に複写をされるという問題がございます。これは私的使用とは無関係な問題がございます。これは私的使用とは無関係に、むしろ企業等において業務上の利用のために

が、ある議員の方が一生懸命質問をして著作権を守らなくちゃいかぬということをやつてているわけで、それをその政府委員に説明するのに、はらこんな事例もあるんだと言つて、見てみると新聞のコピーを振りかざしてやつておられるわけですね。考えてみると、新聞のコピーをとるということも、これは少なくとも三十条の私的使用ではな

くといふことは実務的にも不可能である、こういふことがございます。

したがつて、この問題にどう対処するかといふことで、幾つかの協議会が持たれたわけでございとると、やはり私的使用の範囲を超えるのか、超えるんですか。

○佐藤(禪)政府委員 これはケースによりますけれども、典型的に考えますれば、著作権法四十二条で「著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができるもの」、という制限規定がございますので、それによつて利用できるのではないかと思っておりま

同センターと経済団体連合会との間で合意を得ることでできまして、その合意に基づいて、現在各企業に説明をし、理解を求め、そして契約を進めることを行つておられます。本

年十月末現在の数字でございますが、同センターと複写許諾契約を締結をしました企業は百十社、使用料総額は一千六百万円といふような規模でございます。

○鳩山国務大臣 以前、もう大分前でありますが、著作権法の改正を何度もやつておりますから、やはり著作権法の一部改正がこの文教委員会で話題になったころ、もう数年前でございますが、ある議員の方が一生懸命質問をして著作権を守らなくちゃいかぬということをやつておられるわけで、それをその政府委員に説明するのに、はらこんな事例もあるんだと言つて、見てみると新聞のコピーを振りかざしてやつておられるわけですね。考えてみると、新聞のコピーをとるということも、これは少なくとも三十条の私的使用ではな

くといふことは実務的にも不可能である、こういふことがございます。

したがつて、この問題にどう対処するかといふことで、幾つかの協議会が持たれたわけでございとると、やはり私的使用の範囲を超えるのか、超えるんですか。

○佐藤(禪)政府委員 これはケースによりますけれども、典型的に考えますれば、著作権法四十二条で「著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができるもの」、という制限規定がございますので、それによつて利用できるのではないかと思っておりま

○鳩山国務大臣 私が申し上げたのは一つの笑い話として申し上げたわけで、実際コピーはんらん

とか、そういう制限規定はさまざまありますから、それぐらいのコピーは例えば役所の中でも相当はんらんをしているというのは事実だと思うわけです。

○宇都宮委員 ちょっと戻りますけれども、日本複写権センター、企業が百十社と言われましたか、その発足をした日本複写権センターの状況、それは期待どおりの状況でしようか、それとも何かちょっとと考えるところがある、そういう状況であります。

○佐藤(禪)政府委員 これは、実はそういうひな形、契約のひな形についての合意のこととの三月に成立をしたばかりでございます。最近これ月に成立をしたばかりでございます。最近これも、先ほど申しましたのは月末の数字でございまして、衆議院の文教委員会でやつてあるから、その新聞のコピーを振りかざして著作権法の審議をするという非常に妙な光景もあつたわけですが、私は率直に申し上げて、確定的な私の信念になりますし、権利者もそれぞれそれを追及をしていとか意見を持っているわけではありませんが、いずれこの問題については版面権ということを国会でも御議論をいただきたいと希望いたしております。

○宇都宮委員 衆議院議員が新聞を一部コピーをすると、やはり私的使用の範囲を超えるのか、超えるんですか。

○佐藤(禪)政府委員 これはケースによりますけれども、典型的に考えますれば、著作権法四十二条で「著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができるもの」、という制限規定がございますので、それによつて利用できるのではないか、こういうふうに考える

ことができるのではないか、こういうふうに考える

次第でございます。

○宇都宮委員 最後に大臣に、先ほど版面権の問題等今後の課題として考えているとおっしゃられましたけれども、著作権法の今後の課題、そのためを諸外国等の法制度と比べましてどういうふうにお考えか、ちょっとお聞かせいただいて、終わにしたいと思います。

○鳩山国務大臣 これは先ほど与党質問のときにもお答えをしたわけですが、著作権法の問題といふのは、科学技術の発達とか国際的な動向とか社会情勢の変化とか、あるいは文化的なさまざまな会の動きとか、いろいろな事柄に影響をされていくと思つておられます。とりわけ文化が変遷をし、それに伴つて新しい機器・機材というの

か道具というのか、そうしたものが登場することによって著作権が侵されるようなケースが目立つべきだし、これからもそうなっていく可能性があると思いますので、やや抽象的な言い方になるかと思いますが、我が国が著作権という世界でこの地球上の先進国と見られるような活動をしなければならないだろう、著作権先進国と思われるようない法もしていかなければならぬだろうと考えております。先ほど申し上げましたように、例えばマルチメディアの発達とかコンピューターによつてつくられる創作物の問題とか版面権の問題とか、あるいは写真の著作物の保護期間をどう考えるとか、レコードの再生演奏の及ぶ範囲をどう考えるとか、いろいろな問題が出てくると思いますが、実際、ガット・ウルグアイ・ラウンドの動向も見きわめてまいらなければならないと思っておりますし、いわゆるW.I.P.O.、世界知的所有権機関によつてベルヌ条約を今後どういうふうに考えていくかという議定書の問題もあります。それで、それすべての動向をにらみながら、できる限り先へ行ける著作権法をつくつていきました。

○伊藤委員長 御苦労さまでした。  
次に、銀治君。

○銀治委員 著作権法の一報を改正する法律案に対する若干質問をさせていただきます。

本法案は、もう過去衆参の文教委員会でこの数年になつて何回も、早くやれ、早くやれといつたでございますので、質問もだんだん限られた内容になつてまいりますし、後になりますと、やつた後で非常にやりにくいというところで今質問をさせていただくわけですが、多少重複等することが

ございましたが、地球上の先進国と見られるような活動をしなければならないだろう、著作権先進国と思われるようない法もしていかなければならぬだろうと考えております。先ほど申し上げましたように、例えはマルチメディアの発達とかコンピューターによつてつくられる創作物の問題とか版面権の問題とか、あるいは写真の著作物の保護期間をどう考えるとか、レコードの再生演奏の及ぶ範囲をどう考えるとか、いろいろな問題が出てくると思いますが、実際、ガット・ウルグアイ・ラウンドの動向も見きわめてまいらなければならないと思っておりますし、いわゆるW.I.P.O.、世界知的所有権機関によつてベルヌ条約を今後どういうふうに考えていくかという議定書の問題もあります。それで、それすべての動向をにらみながら、できる限り先へ行ける著作権法をつくつていきました。

最初に、本法案の背景となる基本的な事項についてお伺いしたいのですが、今回の法案について

は、私的録音・録画問題という、権利者の皆さんが長年悲願としておったものがいよいよ実施されるという段階になつてきたわけです。これは今も申し上げたとおりでございますが、この問題は随分と各関係者の間でも課題となつて話し合われたというようなことも聞いておりますし、そちらに伺いしたいのですが、今回の法案について

状況にござります。諸外国のこの私的録音・録画機器等に関連した補償金制度の中身は、基本的に何れも同様に、私的複製を認める権利制限の法条と同様に、私的複製を認める権利制限の法条として補償制度をつくるということでござります。そして、機器または記録媒体の購入時に補償金を支払うことといたしておるわけでございます。

もう少し具体的に申しますと、おおむねの点では、補償金を受ける権利を有する人は主に著作権者と実演家、レコード製作者とされている。それから補償金の支払義務を負う者は、それぞれの

実定法上、機器または記録媒体の製造業者とされ

ているケースが多うございます。最終的に補償金を負担する者は私的録音・録画を行う利用者たる

購入者と考えられている。それから権利の行使方法については、一般的に単一の権利者団体によつ

で権利が行使をされている。それから共通目的については、支出を権利者団体の意思にゆだねている国と法律で定めている国が二つありますけれど

も、まあ相応のペーセントをこれに投じているといふところが多いというような状況になつてゐるわけでございます。

これがそれそれの国の状況でござりますけれども、国際機関における検討をいたしましては、一九七五年、昭和五十年にジュネーブで開催をされました万国著作権条約の委員会及びベルヌ条約の同盟委員会といふものがございまして、この時点での問題を解決する唯一の方法として包括的補償金を制度化するということが提言をされまして、以後検討が重ねられているわけでござります。一九七八年にも同様のことが述べられてござります。

昨年から世界知的所有権機関、WIPOで検討中のベルヌ条約の議定書におきましても、この問題が検討に挙げられ、さらにE.C.諸国におきましては、E.C.委員会から各国に指示を出しますディレクティブの中においても同様の制度をとるということが検討されているというふうに伺つておる次第でござります。

○鍛治委員 次に、国際的な観点から考えます

○佐藤(補)政府委員 今回の御提言の基礎になつております著作権審議会の第十小委員会の報告書の中におきましては、私の録音・録画に関する報酬請求権制度についても、ベルヌ条約等が定めております内国民待遇の原則の適用があるかどうかということについては、実は既に類似の制度を導入している国々においても取り扱いが違つてゐる、したがつて、現時点で各國の条約上の見解は一致しておりませんで、これが果たして条約上の義務かどうかということは確定した考へがないわけでございます。

いしたいのですが、これは朝からずっとと何回も  
が出ております。私は、率直に言って理由だけ  
できるのかできないか知りませんけれども、一  
らく妥協の産物でそうなったのだろうという気  
するのです。むしろ私がお伺いしたいのは、デ  
ジタル方式以外の記録方式による私的な音源・  
画についても対象に入れる方が至当であろう、こ  
はこう思うのですけれども、その点についてのな  
え方をお伺いしたいと思います。  
○佐藤(猪)政府委員 このことは先ほどからる  
御答弁申し上げたことでござりますけれども、

とは我が國の國際貢獻の上で非常に意義深いものだと私は思うのでございますが、改めてまた大臣にこの見解をお伺いしたいと思います。

○鳩山國務大臣 率直に申し上げて、鍛治先生が冒頭にお話をされたように、日本の国内において著作権の思想というものが十二分に普及しているかということを考えれば、まだまだということであろうかと思うわけであります。現にいわゆるカラオケというようなところで歌を歌えば当然IASRAC等に幾分かのものを払わなければならぬないわけでございますが、そうしたことがいまだ

しかし、条約上の内国民待遇の原則に照らして考えれば、これは積極的に考えた方がいいのではないかという御提言をちょうだいしたわけでござります。こういった第十小委員会の報告書、並びに我が国に置かれております国際的な地位ということを考えますと、著作権者、実演家及びレコード製作者について、それぞれ関係をする条約の規定に基づき内国民待遇を適用して、これらの条約に基づいて保護の義務を負う外国の権利者についても同様の権利を認めるということに対することが適当であろうということで、今回、この案文の中に盛り込んであるわけでございます。

そしてまた、後段で御指摘のように、これは大変専門のことになりますけれども、レコード保護条約の締結国とのレコード製作者に対しても、もとよりものが限定的にしか認められておりません。したがつて、今回の補償金制度というものを適用

デジタル方式によりますものが高品質の録音  
録画が可能であり複製をしても劣化がないことから権利者のこうむる不利益が大きいと  
事実が一つございます。

そこで、第十小委員会の報告書の中では、著  
物の利用という観点から見れば、御意見がござ  
ましたように、アナログとデジタルを区別す  
き理論上の理由はないけれども、ユーザーとメー  
カー等の理解や協力を得て、この制度を円滑に導  
入するためには、デジタル方式のものに  
限定してこの制度を導入するということが適当  
であろう、こういう結論をいただいております。  
なお、現実に昨年十二月以来行われてまいりま  
た関係者間の協議におきましても、この導入に比  
べてデジタル方式のものに限るというよううな形  
で協議が調つたということも事実としてはあ  
わでござります。

うるさく思はれてゐるが、この問題は、さうしたうえで、著者権思想の普及をめざすものである。著者権思想の普及をめざすものについては、これから相当力を入れていかなきは、も思われるわけでございまして、まして文部省、教育の世界の仕事をいたさせていただいておりまことに貢献する日本という観点では、著作権思想の全般的な普及のためには、著者権思想の普及をめざすものについても大切なことと思つております。

平成五年度の概算要求、これは新規予算でございますが、アジア地域著作権制度普及促進事業として一千二百七十五万円ではございますが、これはW.I.P.O.、世界知的所有機関に対して継続的に拠出金を供出して、同機関と協力して主としてアジア地域諸国を対象とした著作権制度の整備や普及事業を行ふ、こういうことで概算要求をいたしておるところをございまして、このよな形で世界に貢献できるよう努力をしたいと思ひます。

○ 総務委員 私的銀音・銀画の補償金について  
することができなくなる。こういう結論になる  
でござりますけれども、あえて先ほど申した  
うな考え方に基づき補償金を受ける権利が与え  
れますよう九十六条の二項を廢止して内国民待  
の考え方を徹底しているわけでござります。

○鶴治委員 この問題は、この法案の採決の際に附帯決議の中で各党合意でつけられて注文がついたような感じにどうも流れがなっておりますが、ひとつその取り組みについてはしっかりとやっていたいだきたい、こういうふうに御希望申し上げておきます。

○鐵治委員 いみじくも今大臣が啓発活動といふことを広報活動のことについてお触れになつたの識とあるいは賛成意見といふものが若干ふえてきましたが、次にその件でお尋ねしたいのです。確かに著作権とか知的所有権の問題というの従来は日本人に非常になじまなかつた感じがいたしますが、だんだん今理解が進んできたとは思いますが、それでも、こういう国民の皆さんに対する広報活動ないしは啓発活動、これは私はむしろもっと積極的にやつていいのではないかなどと思つておられます。

特に、今回の補償金制度の導入というのは、利用者の側から見ますと、当然録音・録画は皆やるのでしょうか、それに対して補償しなければならないという考え方もあるかもしれませんけれども、一方ではむしろ端的に値上げになつてしまつて、どう受け取り方をする方がひょっとしたら多いのではないかという気もするのです。したがつて、一定の機器及びテープ等の記録媒体を使用する場合には、こういう新たな支出というか補償というものはちゃんとしなければならないし、また今回こういう法改正がありましたよということを含めて国民の皆さんに対する広報活動というものをしっかりとやるべきだと思いますが、今回の制度に対する国民への広報活動といいますか啓蒙活動、どういうふうになさつていらっしゃるか、お伺いをしたいと思います。

○佐藤(徳)政府委員 仰せのとおり、今回の制度改正等については積極的に広報活動を展開することが必要であると考えているわけでございまして、この第十小委員会の報告が出た直後から、その内容等につきましては適時私ども広報活動を行つてしまつたけれども、また関係者に対しましても、このような制度の導入について一緒に広報活動をしていただきたいということを呼びかけてございます。その結果、権利者とメカニカルでは、特にことの春から秋にかけまして一般の新聞あるいは週刊誌ないしは音楽情報誌等に広告を出しまして、この制度の周知徹底というものに努めできているわけでございます。この結果、世

論調査等によりまして、この問題についての認

も、今回の法律の制度の実施に当たつての広報活動だけではなくて、著作権思想自体をやはり大いに、これはふだんから啓発活動はもつともつとやつていいんじゃないかというふうに思います。今私が余り新聞を読んでないのか、大分読んでいるつもりだけれども、広告のところを読んでないせいですかね、今答弁のありましたようなそういうのが、広告が出ていたというのはちょっと全く記憶がないのです。私にないから皆さんおさらいもないのかわからぬけれども、とにかく、そういうのがどこかで必ず頭に引っかかるような形での広報活動をやれるぐらいまで、これは著作権の問題も含めてぜひお取り組みをいただきたい。著作権思想が普及していない国というのは一流国とは言えないというふうに言われているわけですが、ちよつと今の広報活動と重ね合わ

るわけですが、ちよつと今の広報活動と重ね合わ

ざいます。

予算の額が微々たるものでありますので、私ども今後力を入れなければいけない、こういうふうに思いますが、引き続き努力をさせていただきたいと存じております。

○鐵治委員 これも質問がありましたが重複す

るわけですが、ちよつと今の広報活動と重ね合わ

ざいます。

この事業の中で、ただいま特に御指摘がござい

ますように、この補償金制度についての国民の

一層の理解を得るために普及啓発活動ということを行なうことが必要なことだと私ども考えておりま

して、今後指定管理団体が設立をされました場

合には、このような普及啓発活動に力を入れるよ

うに、こういうものについては十分指導を行つてまいりたい、このように考える次第でございま

す。

○鐵治委員 これも朝からの論議の中で触れてお

られましたことですが、映画に関する実演家、監

督、それからメンスタッフについての権利の問

題ですけれども、映画の概念が広がつて映画の利

用が多様化してきている現在、このあり方につい

て見直しが行われるべきである、こういうよう

思うのですが、この点についてお伺いをいたした

具体的には、講習会といったしましては、一般を対象とした著作権セミナーというものを全国七ヵ所で行つておりますほか、都道府県職員を対象とした専門的な講習会を行つております。また、この制度の円滑な導入と定着のためにいたしました専門的な講習会、あるいは図書館や視聴覚ライブラリー等の職員を対象としたこれまた専門的な講習会を行つております。こういった切だらうと考へております。私どもも努力をしてまいりたい、このように考へております。

○鐵治委員 これはもうしっかりひとつやっていただきたいと思います。

これも重ねてのようなお尋ねになりますけれども、今回の法律の制度の実施に当たつての広報活動だけではなくて、著作権思想自体をやはり大いに、これはふだんから啓発活動はもつともつとやつていいんじゃないかというふうに思います。

今私が余り新聞を読んでないのか、大分読んでいるつもりだけれども、広告のところを読んでないせいですかね、今答弁のありましたようなそういうのが、広告が出ていたというのはちょっと全く

記憶がないのです。私にないから皆さんおさらいもないのかわからぬけれども、とにかく、そういうのがどこかで必ず頭に引っかかるような形での広報活動をやれるぐらいまで、こ

れは著作権の問題も含めてぜひお取り組みをいただきたい。著作権思想が普及していない国という

のは一流国とは言えないというふうに言われていて、多少重複するわけですが、ちよつと今の広報活動と重ね合わ

ざいます。

この事業の中でも、ただいま特に御指摘がございましたように、この補償金制度についての国民の

一層の理解を得るために普及啓発活動ということを行なうことが必要なことだと私ども考えておりま

して、今後指定管理団体が設立をされました場

合には、このような普及啓発活動に力を入れるよ

うに、こういうものについては十分指導を行つてまいりたい、このように考える次第でございま

す。

○鐵治委員 これも朝からの論議の中で触れてお

られましたことですが、映画に関する実演家、監

督、それからメンスタッフについての権利の問

題ですけれども、映画の概念が広がつて映画の利

用が多様化してきている現在、このあり方につい

て見直しが行われるべきである、こういうよう

思うのですが、この点についてお伺いをいたした

た

いとります。  
○佐藤(禎)政府委員 現行制度におきましては、

隣接権と著作権者の書き方が若干異なつておりますけれども、映画に出演の許諾をした場合には、実演家には、その映画を二次的利用する場合は、当然には法律上の権利は発生をしないことになつております。著作権法の九十一条でございます。

また、映画監督でありますとか撮影、美術等の映画の著作物の著作者という者につきましては、映画製作に参加をしたときには、映画製作者に著作権が帰属をするというものが現行法二十九条で定められているわけでございます。

したがいまして、実演家につきましても映画監督等につきましても、その後の映画の二次的利用において利益の配分を受けようとしたしますと、出演契約あるいは参加契約を結ぶ際に、この点について特に契約を結んでみずから権利なり利益なりを確保しておかなければいけない、こういうことになるわけでございまして、こういう状況といふものは世界を通じておおむね同様の状況にあるわけでござります。

ところが、御指摘のように、近年の技術の発達によりまして、ビデオでありますとかあるいは衛星放送あるいはCATV、そういうものが登場をしてまいりまして、從来予想しなかった映画の二次的利用の形態というものが広がってきております。したがいまして、実演家においてこのような二次的利用についての権利を確保するという必要を感じたいたしましても、実は制度上は先ほどのように契約を事前に結ばなければいけない、そしてその契約はほとんど結ばれていない、こういう状況にございますので、今のところ実演家等の団体は、結局この契約というものをもう少しルール化し、より適切に結んでいけることができるようなそういう運動を展開をしいらっしゃるというふうに理解をするわけでございます。

はことしの三月に第一小委員会の審議のまとめが  
出されておりますけれども、文化庁といたしましては、映画の二次的な利用に伴う実演家や映画監督等とそれから映画製作者との関係のあり方の問題を検討するため、この五月に改めて映画の一次的利用に関する調査研究協議会というものを発足をさして いるわけでございます。現在この協議会は比較的積極的に開かれておりまして、関係者の共通理解を得るためにヒアリングを行うなど議論を進めて いるわけでござりますけれども、こういった関係者のお集まりの場で共通理解が得られ、適正な関係というものが形成をされていくということを 大いに期待をして いるという状況にあります。

○ 錬治委員 今次長が答弁されたことは、まさに  
そのとおりだと思います。ただ、確かに著作権法

いろいろなものが発達をしてきて利用されるということになつてきおりまし、そういう協議会をつくつておるということは、恐らくそれをいい形で変えていこうという思いもおありである、こういうふうに思ひますので、早くこれが実現でりますようひとつ御努力をお願いしたいと御希望を申し上げておきます。

めに著作権法上著作者については死後に至るまでその人格権というものは保護されているわけですが、実演家の人格権の保護は著作権法上は顧みられていない。そういう意味では、法的均衡を欠いているのではないかというふうにも思うわけです。そして、実演のゆがめられた利用とか伝達改変、こういったことによって実演家の皆さんのが名譽とか声望というものを侵害されるということも間々起こつてくる。時には致命的なことも起こるというようなこともあるわけですから、著作権法上何らかの人格権の保護を明記する必要があるんではないか、こういふうに思うわけですが、この件についてお尋ねを申し上げま

○佐藤(複)政府委員 御指摘のとおり、著作権者の著作者人格権というものは現在法定をされてお

りますけれども、隣接権についての人格権、特に実演家の人格権は現行著作権法上は特に認められていないわけでございます。これは恐らく、実演家等保護条約にもこのようないい規定はございませんし、世界を通じてそのような立法例が少ないと、ということにも起因をしておろうかと思いま

す。ただ、少數ではございましたが立法例はございまして、例えばドイツでは、その実演家はその実演の改変その他の侵害で実演家としての名譽または声望を害するおそれがあるものを禁止する権利を有するというような規定を持つておりますし、フランスにおきましても、実演家は、その

その資格及びその実演の尊重を要求する権利を有するというような規定を持つてゐる。そういう立法例もないわけではございません。しかし、世界を通じてそのような形が共通の理解というところまで立ち至っていないということが一つあります。

他方、我が国におきましては、実演家の人格的な利益が侵害をされた場合につき、これまで判例

の積み重ねによりましていわゆる肖像権というものが少しずつ形成されつつあるようになります。淵源は民法上の不法行為に由来を

するというふうに思うわけでござりますけれども、判例の積み重ねによつて、そのような肖像権といった一種の形が形成をされますならば、それはそれとして大いに有効に機能するものでござります。

○総務省委員 これまで最後の質問にいたしたいと思  
いますが、今までの私の質問を含めて大臣に最後  
にお尋ねでございますが、著作権法の改正につい  
ては、今後とも技術の普及発達に伴つて積極的に  
ら、今後の検討課題というふうに受けとめさせて  
いただきたいと考えております。

行つていいべきである。ここ数年、もう毎年と  
いつていよいよ著作権法改正が出てき

○鳩山國務大臣　冒頭鎌冶先生が、著作権、あるいは知的所有権とおっしゃつたかとも思ひますが、著作権とか知的所有権のようなものがきちんと保護できなければ一流国ではない、先進国ではないというような御趣旨のことをおっしゃいましたが、私は全くそのとおりだと思っておりまして、著作権法の改正については、これから国際的な動向とか新しい技術の発達とかいろいろな問題があらうと思いますし、先ほど先生がお話をされた実演家の人格権とか、既に提起されているさまざまの問題もございますが、できる限り先へ先へ進んでいくことができまして、日本の国は著作

権思想も普及をしておるし、いわば著作権の先進国だなと評価されるような、そんな行政をやり、そんな法律をつくっていきたいと存じます。

○伊藤委員長 御苦勞さまでした。  
次に、山原健二郎君。

ると言われましたが、年來の懸案でありますし、報酬請求権制度を法的に確立するという点で大きな意義を持つておると思います。そういう意味で私どもも賛成の立場です。ただ、制度創設の画期性に対しまして、デジタル録画・録音機器・機材に限定するなどという、実効性という点で不十分な点があるのではないかと思われますので、この点について、さきの質問者の皆さんと重複するかも知れませんが、基本的な点について幾つかお伺いをしておきます。

まず第一番に、これは文化庁の方へ伺いますが、現行著作権法第三十条は、私的録音・録画は自由かつ無償、こう規定しております。この立法當時は、録音・録画機器・機材の普及も一般的で

はなく、家庭内などの私的録音・録画もごく限られたいたため、著作者の利益を不当に害することは考えられなかつたという事情があることは、もう先ほど米論議しておるところです。ところが、その後の録音・録画機器・機材の急速な普及及発展と相まって、現在では私的録音・録画が広く大量に行われるようになつてゐる。昨年十二月の著作権審議会第十小委員会報告でも、「これらの実態を踏まえれば、私的録音・録画は、総体として、その量的な側面からも、質的な側面からも、立法当时予定していたような実態を超えて著作者等の利益を害している状態に至つてゐる」と指摘しています。今度のこの実態認識ですね、これが今回いかと思いますが、そのように理解してよろしいですか。

器・機材によって引き起こされたものでございま  
す。したがつて、報酬請求権制度の適用対象から  
アナログ機器・機材を外す理由というは、理論  
上も実態上もないのではないかと思ひますが、こ  
の点についてお答えいただきたいのです。

権審議会第十九小委員会報告でも、「これらの実態を踏まえれば、私の録音・録画は、総体として、その量的な側面からも、質的な側面からも、立法の予定していたような実態を超えて著作者等の利益を害している状態に至っている」と指摘しています。今度のこの実態認識ですね、これが今回、法改正を根拠づける背景になつておるのではないかと思ひますが、そのように理解してよろしいですか。

○佐藤(植)政府委員 ただいまのお話は恐らくは著作権審議会の第十九小委員会の報告の中から援用なさったと存じます。この著作権審議会第十九小委員会の報告の中におきましても、このあり方につきましては、おおむねただいまお話をございまして、たよくな、機器の発達によって立法が當時想定されていなかつたような経済的な不利益を招く事態というものが徐々に生じてきているのではないかと、いう認識を持つていてるというふうに理解をいたしました。

ナログ方式に比べまして各段に高品質の録音・映画は、アーティストによる直接的な表現が可能になるわけでございます。そしてまた、複製をしても劣化がないというような性質を持ておりますので、そういう意味では大きな違いを持っておられるのではなかろうかと考えておられます。そこで、どうぞお聞きください。

理屈の上で申しますと、著作権の利用という観点だけから見ますれば、第十小委員会におきましても、その両者を区別すべき理論上の理由はない、しかし、実際にこの制度を円滑に実施をしていかなければならぬわけで、本来直ちに義務を負うわけではないメーカー等に対しても協力義務等を課していくわけでございますので、そういう立場の関係者の理解や協力を得て円滑に導入をするということを考えますならば、デジタル方式のものに限定をすることが望ましいということが第1回小委員会での結論となつておるわけでございま

○山原委員 実態調査について次に伺つておきたいのですが、私の録音・録画に関する実態調査の最近のものとしては、昨年三月から四月にかけて関係団体の協力で実施されたものがあつて、その概要是第十一小委員会報告書に紹介されておりますね。この昨年三月、四月にデジタル録音機器・機材として発売されていたのはわずかにDATだけで、その販売実績も微々たる状況で、録画機器は今も一般家庭用のものは発売されるに至つておりません。したがつて、今日の著作者等の利益を害している状態、これはデジタル機器・機材によつて生じているのではないわけですね。今一般に広く普及しているアナログ方式の録音・録画機

○山原委員 円滑に導入する、それから望ましと判断するということですね。

ところで、デジタル方式の録画機器についてお尋ねでございますが、この制度につきまして補償金の対象と考えておりますのは、デジタル方式によって記録が可能になる録音と録画の機器と記録媒体でございます。御質問のように、現在まで録画については民生用のデジタル方式の機器、記録媒体は発売をされておりません。しながら、従来から録音・録画問題としてこの問題は録音と録画がセットにして考えられてきたという経緯があり、その制度化に当たっては、このシステムは動かないわけでございます。

十分把握して、さらにこれに適切に対処する、あるいは見直しをするということは当然のことだと思いますので、この点については、私は一定の問題として提起しておきたいと思います。それから、先ほども出ておりましたが、次の問題は映画の二次的利用の問題です。

昨年三月の著作権法の改正案の審議のときにも私はこの問題を取り上げたわけでござりますけれども、衛星放送を含めたテレビでの頻繁な再放送、ビデオ化による市販など、おびただしい量で映画の二次的利用が繰り返され、これに伴う監督、実演家に対する追加報酬はごく一部を除いてほとんどなされていない、そういう実態を昨年も

ンも有力な方式であつて、仮にそういう状況が生  
まれるとするならば、私の録画で権利侵害され  
いる権利者の方はいつまでたっても満足な補償金の  
分配さえ受けられないということになりかねま  
せん。したがつて、少なくとも報酬請求の対象か  
らアナログ方式の録音・録画機器・機材を外すと  
いう今回の規定については、今後の録音・録画機  
器の商品化動向などの実態をも踏まえまして、自  
直することを含め、適切に対処すべきであると考へ  
ますが、その点はどうお考えでしょうか。

○佐藤(禪)政府委員 この問題は、一方で権利者  
がどこまで権利を確保するかということがござ  
ますが、他方でそれぞれのユーモー、一般の家庭  
がどういう負担をするかという問題とも結びつ  
わけでございます。そういう意味では、先ほどお  
来お話ししてございませんが、一面で、現在家庭  
に大いに普及をしておりますアナログの機器に付  
くこの補償金制度をかけていくということに伴つて  
問題点というものも頭に入れておく必要があるの  
ではないかというふうに思うわけでござります。

ざいまして、そういうものがいつから発売できるか特定できませんが、逆に特定できませんだけに、こういったシステムをつくり、備えておくと、いうことも必要になるのではないか、こういうふうに思うわけでございます。

なお、補償金の対象というものは、適宜技術の発達状況等見ながら、権利者の権利の保護という観点を大切にし、適時見直しを行なうというその気持ちはござりますけれども、具体的にどういうふうな変更を行うかといふことについては、現在具体案は持ち合わせていないわけでございます。

○山原委員 大変苦労されたこの法案ですから、判断をされた基準、あるいはまた円滑に実施をしていくという立場はわからぬわけでもありませんし、先ほども参考人の方にもお聞きしたわけですが、けれども、参考人の方も、一つは、理想と現実との問題という言葉も出ましたように、苦労された結果の作品であるということをおっしゃっておりましたね。その点はわかるのですけれども、実態として、やはり今後の商品化動向などの実態を

主流をなせば、アナログ方式で高品位の私的録画機器が補償金の支払いなしにできることになるわけですが、どういう録画機器が市場の大勢を占めるのかは、もちろんまだわかりませんけれども、ハイビジョン録画機器はアナログ方式でございます。こうした方式が録画機器・器材の発表されたハイビジョン録画機器はアナログ方式でございます。

セットで考えていくといふ関係者の合意もあると  
いうことが一つございます。いま一つは、放送局  
など業務用のデジタル方式の機器というものは  
かなり発展をしてきております。これのコストダ  
ウンが行われますなれば、直ちに民生用のデジ  
タル機器の発売というのも見込まれるわけであ  
る。



二 録音・録画された実演の利用が多様化して

いる等の実態を勘案して、映画監督・実演家等の権利の適切な保護等について検討すること。

三 視聴覚障害等の障害者が、公表された著作物を適切公正に利用することができる方途を検討すること。

四 レコードによる音楽の演奏権の及ぶ範囲及び写真の著作物の保護期間については、関係者による条件整備の状況等に留意しつつ、制度的対応について検討を進めること。

その趣旨につきましては、本案の質疑応答を通じて明らかであると存じますので、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○伊藤委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。この際、本附帯決議に対し、文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。鳩山文部大臣。

○鳩山国務大臣 ただいまの御決議につきましては、御趣旨を体しまして、今後努力をいたしたいと考えております。

○伊藤委員長 お詰りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

日次中 「第五章 紛争処理(第百五条 第百十一条 第百二十二条 第百二十八条)」を 「第六章 私的録音録画補償金(第百四十四条)」を 「第七章 紛争処理(第百五条 第百十一条 第百二十二条 第百二十四条)」を 「第八章 権利侵害(第百十九条 第百二十九条 第百二十四条)」を 「第八章 権利侵害(第百十九条 第百二十四条)」を

の二 第百四条の十一 条

に改める。

第三十条中「使用すること」の下に「(以下「私的使用」という。)」を加え、同条に次の二項を加える。

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

号及び第二項第一号中「第三十条」を「第三十条第一項」に改める。

第八十九条第二項中「第九十六条第一項」を「第九十六条第二項」に改める。

第九十六条第二項を削る。

第一百二条第一項中「第三十条から第三十二条まで」を「第三十条第一項、第三十一条、第三十二条」に、「同条第二項」を「第三十条第二項の規定は、著作権接権の目的となつている実演又はレコードの利用について準用し、第四十四条第二項」に改め、同条第四項中「第九十六条第一項」を「第九十六条」に改め、同項第一号中「第三十条」を「第三十条第一項」に改める。

第一百九条各号中「第三十条」を「第三十条第一項」に改める。

第五章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章の次に第一章を加える。

○伊藤委員長 お詰りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

録音録画補償金」という。)を受ける権利は、私的録音録画補償金を受ける権利を有する者(以下の権利を行使することを目的とする団体)であつて、次に掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに

當該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

一 私的使用を目的として行われる録音(専ら録画とともにに行われるものを除く。以下この章において「私的録音」という。)に係る私的録音録画補償金

二 私的使用を目的として行われる録画(専ら録音とともにに行われるものを除く。以下この章において「私的録画」という。)に係る私的録音録画補償金

三 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて私的録音録画補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

四 指定をしてはならない。

一 民法第三十四条规定(公益法人の設立)の規定により設立された法人であること。

二 前項第一号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合についてはイ、ハ及びニに掲げる団体を、同項第二号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合についてはロからニまで掲げる団体を構成員とすること。

イ 私的録音に係る著作物に關し第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする

団体(その連合体を含む。)であつて、国内において私的録音に係る著作物に關し同条に規定する権利を有する者の利益を代表す

ると認められるもの

第五章 私的録音録画補償金

(私的録音録画補償金を受ける権利の行使)

第一百四条の二 第三十一条第二項(第百二十二条第一項)に改め、同条第二項中「第三十条」を「第三十条第一項、第三十一条、第三十二条まで」を「第三十条第一項、第三十一条、第三十二条」に改め、同条第二項中「第三十条」を「第三十条第一項」に改め、同項第一号中「第三十条」を「第三十条第一項」に改め、同項第一号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合についてはイ、ハ及びニに掲げる団体を構成員とすること。

○伊藤委員長 お詰りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

口 私的録画に係る著作物に關し第二十一条  
に規定する権利を有する者を構成員とする  
団体(その連合体を含む。)であつて、国内  
において私的録画に係る著作物に關し同条  
に規定する権利を有する者の利益を代表す  
ると認められるもの

八 国内において実演を業とする者の相当數  
を構成員とする団体(その連合体を含む。)

二 国内において商業用レコードの製作を業  
とする者の相当数を構成員とする団体(そ  
の連合体を含む。)

三 前号イからニまでに掲げる団体がそれぞれ  
次に掲げる要件を備えるものであること。

イ 営利を目的としないこと。

ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退す  
ることができる。

ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等で  
あること。

四 権利者のために私的録音録画補償金を受け  
る権利を行使する業務(第百四条の八第一項  
の事業に係る業務を含む。以下この章におい  
て「補償金関係業務」という。)を的確に遂行す  
ることによる能力を有すること。

(私的録音録画補償金の支払の特例)

第一百四条の四 第三十条第二項の政令で定める機  
器(以下この章において「特定機器」という。)又  
は記録媒体(以下この章において「特定記録媒  
体」という。)を購入する者(当該特定機器又は  
特定記録媒体が小売に供された後最初に購入す  
るものに限る。)は、その購入に当たり、指定管  
理団体から、当該特定機器又は特定記録媒体を  
用いて行う私的録音又は私的録画に係る私的録  
音録画補償金の一括の支払として、第百四条の  
六第一項の規定により当該特定機器又は特定記  
録媒体について定められた額の私的録音録画補  
償金の支払の請求があつた場合には、当該私的  
録音録画補償金を支払わなければならない。

前項の規定により私的録音録画補償金を支払  
つた者は、指定管理団体に対し、その支払に係  
る

八 国内において実演を業とする者の相当數  
を構成員とする団体(その連合体を含む。)

二 国内において商業用レコードの製作を業  
とする者の相当数を構成員とする団体(そ  
の連合体を含む。)

三 前号イからニまでに掲げる団体がそれぞれ  
次に掲げる要件を備えるものであること。

イ 営利を目的としないこと。

ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退す  
ることができる。

ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等で  
あること。

四 権利者のために私的録音録画補償金を受け  
る権利を行使する業務(第百四条の八第一項  
の事業に係る業務を含む。以下この章におい  
て「補償金関係業務」という。)を的確に遂行す  
ることによる能力を有すること。

(私的録音録画補償金の支払の特例)

第一百四条の五 前条第一項の規定により指定管理  
団体が私的録音録画補償金の支払を請求する場  
合には、特定機器又は特定記録媒体の製造又は  
輸入を業とする者(次条第三項において「製造業  
者等」という。)は、当該私的録音録画補償金の  
支払の請求及びその受領に協力しなければ  
ならない。

(私的録音録画補償金の額)

第一百四条の六 第百四条の二第一項の規定により  
指定管理団体が私的録音録画補償金を受ける権  
利を行使する場合には、指定管理団体は、私的  
録音録画補償金の額を定め、文化庁長官の認可  
を受けなければならない。これを変更しようとな  
るときも、同様とする。

2 前項の認可があつたときは、私的録音録画補  
償金の額は、第三十条第二項の規定にかかわら  
ず、その認可を受けた額とする。

3 指定管理団体は、第百四条の四第一項の規定  
により支払の請求をする私的録音録画補償金に  
係る第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、  
製造業者等の団体で製造業者等の意見を代表す  
ると認められるものの意見を聽かなければなら  
ない。

4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る私  
的録音録画補償金の額が、第三十条第一項、第  
百二条第一項において準用する場合を含む。)及  
び第百四条の四第一項の規定の趣旨、録音又は  
録画に係る通常の使用料の額その他の事情を考  
慮した適正な額であると認めるときでなければ  
ば、その認可をしてはならない。

5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとする  
ときは、第七十一条の政令で定める審議会に諮  
問しなければならない。

(補償金関係業務の執行に関する規程)

第一百四条の七 指定管理団体は、補償金関係業務  
を開始しようとするときは、補償金関係業務の  
執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出  
なければならない。これを変更しようとするとき  
も、同様とする。

2 前項の規程には、私的録音録画補償金(第百  
四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるもの  
に限る。)の分配に関する事項を含むものと  
し、指定管理団体は、第三十条第二項の規定の  
趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めな  
ければならない。

(著作権等の保護に関する事業等のための支出)

第一百四条の八 指定管理団体は、私的録音録画補  
償金(第百四条の四第一項の規定に基づき支払  
を受けるものに限る。)の額の二割以内で政令で  
定める割合に相当する額を、著作権及び著作隸  
接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の  
振興及び普及に資する事業のために支出しなけ  
ればならない。

2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の  
立案をしようとするときは、第七十一条の政令  
で定める審議会に諮問しなければならない。

3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適  
正な運営を確保するため必要があると認めると  
きは、指定管理団体に対し、当該業務に關し監  
督上必要な命令をすることができる。

(報告の徴収等)

2 改正後の著作権法(以下「新法」という。)の規  
則に改める。

附則第十五条の次に次の二条を加える。

(レコードに係る複製権についての経過措置)

第十五条の二 新法第九十六条の規定は、専ら放  
送又は有線放送の目的をもつて新法第八条第四  
号に掲げるレコードを複製する場合には、当分  
の間、適用しない。

附則第十七条中「第六章」を「第七章」に改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超  
えない範囲内において政令で定める日から施行  
する。ただし、目次の改正規定、第七章を第八  
章とし、第六章を第七章とし、第五章を第六章  
とし、第四章の次に一章を加える改正規定(第  
百四条の四、第百四条の五並びに第百四条の八  
第一項及び第三項に係る部分を除く。)及び附則  
第十七条の改正規定は、公布の日から施行す  
る。

定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前の購入(小売に供された後の最初の購入に限る。以下同じ。)に係る新法第百四条の四第一項の特定機器により施行日前の購入に係る同項の特定記録媒体に行われる新法第百四条の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画については、適用しない。

3 施行日前の購入に係る新法第百四条の四第一項の特定機器により施行日以後の購入に係る同項の特定記録媒体に新法第百四条の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行う場合には、当該特定機器は、新法第百四条の四第一項の規定により私的録音録画補償金が支払われたものとみなす。施行日以後の購入に係る同項の特定機器により施行日前の購入に係る同項の特定記録媒体に新法第百四条の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行う場合の当該特定記録媒体についても、同様とする。

#### 理由

著作権者、実演家及びレコード製作者の経済的利益の保護に資するため、私的使用を目的として特定の機器により特定の記録媒体に行う録音又は録画に関し、これらの者の補償金を受ける権利を定めるとともに、その補償金を受ける権利を行使する団体の指定、特定の機器又は記録媒体の購入者に対する補償金の支払の請求その他その補償金を受ける権利の行使に関する事項について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成四年十二月八日印刷

平成四年十二月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C